

國學院大學學術情報リポジトリ

白河藩立教館初代教授 本田東陵について：
「治地略考」「北越官舎学矩」のことなど

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001142

白河藩立教館初代教授 本田東陵について

——「治地略考」「北越官舎学矩」のことなど——

小林 宏

はしがき

- 一 本田東陵と立教館の創設
 - 1 白河藩における藩学の創始
 - 2 東陵と立教館の創設
 - 3 立教館教学の基本的理念
 - 4 立教館教学の内容
 - 5 定信と東陵
 - 二 本田東陵の学問（その一）
 - 三 本田東陵の学問（その二）
 - 1 「治地略考」の特色と価値
 - 2 「治地略考」の内容
 - 1 「北越官舎学矩」の成立
 - 2 「北越官舎学矩」の内容
- 附録 「治地略考」（抄）
——東陵の学問観——

はしがき

二十三年)の「旧桑名藩学制学校」、和田綱紀編『楽翁公と教育』(九華堂、明治四十一年)所収の小山正武調査「桑名藩学務沿革」「桑名藩立学校要項」及び秋山断「勢海一滴」等によって紹介され、また、戦前の深谷賢太郎『松平定信公と敬神尊皇の教育』(北海出版社、昭和十六年)等によって、その研究が更に深化されて今日に至っている。

今、文政六年(一八二三)の桑名への転封以前における白河藩時代の立教館の沿革についてみると、それには大きく分けて次の三つの画期があったといえよう。

第一期は、第九代藩主松平定信によって寛政三年(一七九二)七月十五日、学館の造営が開始され、同年十月にそれが落成し、翌四年正月二十二日(もしくは二十五日)に開講された時点であって、いわば立教館創設の時期である。第二期は、寛政十二年(一八〇〇)八月に学館の再造営が開始され、翌享和元年九月にそれが落成した時点であって、学館の規模や機構が大幅に拡張・整備され、立教館の学制も改革された時期である。第三期は、文化六年(一八〇九)二月二十五日、白河の大火によって学館が全焼し、同年十一月にそれが再建された時点であって、定信を始めとして藩当局が立教館の学問・教育の復興に努めた時期である。上記第一期の立教館教授は本田東陵であり(但し寛政八年の没年まで)、第二期、第三期の教授は広瀬蒙斎であり、第三期の文政元年(一八一八)以降は南合蘭室、ついで大塚毅斎が広瀬と共に教授を勤めた。

近時、高塩博氏は、白河市の曹洞宗関川寺境内にある本田東陵の墓碑銘を調査すると共に、白河藩士、駒井乗郎(明和三年〜弘化三年、一七六六〜一八四六)の著わす「鶯宿雜記」(国立国会図書館蔵)の中から「東陵先生墓碑銘」を見出して、深谷賢太郎氏の録文を補正し、更に東陵の学統、享年、著述など、その事歴についても考究された(「立教館初代教授本田東陵の墓碑銘」『法史学研究会会報』第七号、二〇〇二年)。本稿は、高塩論文の驥尾に

付して立教館創設における東陵の事績、東陵と定信との関係、東陵の著述やその学問等に関して若干の考察を試みたものである。

なお本稿執筆に当り、高塩氏から「鶯宿雑記」及び「感徳録」(後述)所載の東陵関係史料、高塩氏所蔵の「治地略考」写本等、多くの貴重な文献を提供して頂いた。ここに銘記して深謝の意を表する。

一 本田東陵と立教館の創設

1 白河藩における藩学の創始

本田東陵の経歴やその事績について知る為には、先ず「東陵先生墓碑銘」(高塩前掲論文三五頁)を読むべきであろう。次にその冒頭の部分を掲げることとする。

故立教館教授東陵先生、諱常安、字文仲、肥後隈本人也、其先肥前龍造寺氏之支子也、至純一者出嗣母家、冒本田氏、先生好学、事秋玉山先生、及業成也、僑居伏見、講学授徒、後移東都、明和中解褐於吾藩、事先君寛光公、尋加禄若干、来白河教藩子弟、翕然無不從受学、

右の文によれば、本田東陵(享保十年〜寛政八年、一七二五〜一七九六、名は常安、字は文仲、通称は辨助、後龍蔵、別号は蘭陵、来去子)は、肥後熊本の人であつて、藩儒秋山玉山の門に学び、その業成るに及んで伏見に一時居住して私塾を開いたが、その後は江戸に移住し、明和年中、白河藩主第八代、松平定邦(寛光公)に仕え、白河に來住して藩の子弟の多くに教学を授けたという。

なお東陵については、武藤巖男編『續肥後先哲偉蹟 卷四』（隆文館、明治四十四年、五五〇・五五一頁）の「本田東陵」、文部省編『日本教育史資料 四』（明治二十四年、四四四・四四五頁）の「本田東陵小傳」にも、その略伝が記されている。それらの記事には、東陵の享年など、墓碑銘に照らして誤りもあるが、一方、東陵が熊本藩家老有吉氏の家臣某の弟であったこと、始め徂徠学を修めたが、後に程朱学に帰したこと、白河藩の任官が明和八年（一七七二）であること、藩主定信のとき、立教館教授として御使番格に進み、百五十石十人扶持を賜わったこと、更に東陵が「経済」に長じ、「地方」^{（一）}に「地方」^{（ちかた）}に関心を持ち、「地方要集録」「治地略考」等の著述のあることなど、墓碑銘には見えない重要な記事の存することが注目される。

さて白河藩においては、第九代藩主の定信が寛政三年十月に藩校立教館を造営して翌年正月に開講し、藩学の興隆に尽力したことが夙に著名であるが、その土壤を作った人物が前藩主定邦であったことは注意されてよい。定邦の準備や努力がなければ定信の立教館設立も、それほど円滑には進捗しなかつたであろう。その定邦の功績の一つが東陵の白河藩への招聘であった。東陵は明和八年、定邦の招聘に応じて白河藩の儒者となり、程なく白河に下つて藩の子弟の教育に携わつたが、それは白河にある東陵の邸宅において行われたと思われる。前掲小山正武調査の「桑名藩立学校要項」には、「天明二年、白川藩に於て第八世越中守定邦、始めて其藩立学校を設けし時、校名を称して学問所と云へり」（二四八頁）とあるから、この記事が正しいとすれば、定邦は東陵招聘後、約十年を経て天明二年（一七八二）、始めて藩立の「学問所」を設けたことになる。定邦が藩立の学校を開いたことは、旧桑名立教館の句読師を勤めた秋山断撰の「藩学伝」（明治十五年、桑名市立中央図書館蔵）にも、「寛光公^{（定邦）}ノ時、……已ニシテ本田東陵先生ヲ聘セラレ、学校ヲ開キ、先生ヲシテ教授タラシム」「凡藩学 祖公ノ時、已ニ学校ノ設アリ、……寛光公ニ至リ、学校ヲ中興シ玉ヒ」云々とある。一方、広瀬典（蒙斎）撰の「羽林源公伝」（釘本衛雄

編『岩磐史料叢書 上巻』所収、大正五年)には、「天明四年の頃までは未だ学校の設もなければ、皆師匠の宅にて稽古あり」(九頁)とあって、この史料によれば、定信によって始めて天明四年の頃に学校が設立されたことになり(定信は天明三年十月に家督相続)、前掲小山、秋山両氏の記事と齟齬することとなる。小山、秋山両氏の記事が何に拠るものか不詳であり、また「羽林源公伝」が当時の史料であるとしても、そこには定信顕彰の為の広瀬による曲筆の可能性があり、今、俄かにその何れとも断定することができない。

しかし、その設立が定邦によるものであれ、また定信によるものであれ、その何れにしても、天明期に藩立の学問所が設立され、その教授職に本田東陵が任命されたことは疑いのない事実である。⁽²⁾しかも後述するように、東陵の家塾がそのまま藩の学問所とされたのであって、ここに白河藩における藩立学校の濫觴ともいべき学問所が東陵の屋敷に誕生した意義は大きく、東陵の白河における学問・教育の地道な努力が結実したというべきであろう。

2 東陵と立教館の創設

松平定邦は天明三年(一七八三)十月、病の為、隠居し、代って定信が白河藩を襲封することになる。定信が幕命により定邦の養子に決定したのは、安永三年(一七七四)三月、定信が数え十七歳のときであるが、嗣子時代における定信と東陵との交流については審らかではない。定信襲封直後から恐らく両者には交渉があったと思われるが、ここでは定信による立教館造立に尽した東陵の事績について先ず述べておかなければならない。

創立当時の立教館の状況を伝える史料としては、東陵自身の撰になる寛政三年(一七九一)十月の「学館記」(前掲和田綱紀編『楽翁公と教育』二二四頁等)がある。次にその主たる部分を引用することとする。

寛政三辛亥秋七月十五日、營建学館於城西、至十月某日成、有談經所、有講書所、有授句誦所、有習字所、有

習容儀所、有習計数所、各置博士助教、入群臣子弟堪受教者、肆以進退周旋之儀、誨以孝悌忠信仁義礼讓、欲令各成其德、遂其道、陶其器、達其識、登庸授官、以致邦国之美者、欲勤以施教、而逸以收功者也、就学館之北、起講武場、局局置其師助教、習其業匪懈、且修夕練、実維爪牙干城、赳赳武夫、所由成也、

この記事は、立教館の造立に携わった東陵自身の撰になるものであり、且つ立教館竣工当時に書かれたものであるから、立教館創立時の状況を知る為には最も重要な史料である。ここには立教館造立の経緯、学館の構造、その教育の内容や目的などが簡潔に記されている。それによれば、立教館は寛政三年七月十五日、白河城西に建造が始まり、同年十月に完成したこと、その内部は教科の内容によって談経所を始めとする、いくつかの教場に分けられ、それぞれに担当教員が配置されたこと、そこでは家臣の子弟に対し、儒教道徳の基づく教育が行われ、その教育の目的は将来の藩政を担う優秀な人物の育成にあったこと、更に学館の北には講武場を設けて武芸を鍛錬し、国家有事の際の備えとしたこと等が注目されよう。

このように東陵の「学館記」は、立教館創立当初の状況を知る為には貴重な史料であるが、漢文体で簡潔に書かれており、また漢文特有の文飾もあつて、この「学館記」のみでは、当時の事情を必ずしも十分に知ることはできない。「羽林源公伝」にも、立教館の沿革や学制等について記されているが、それよりも創立当初の事情を直接知る為の史料としては、岡本茲柴の「感徳録」（天理図書館蔵）と前掲駒井乗邨の「鶯宿雜記」（国立国会図書館蔵）が最適であろう。岡本、駒井ともに白河藩士であるが、駒井については墓表が残っており（和田前掲書、附録四頁）、その生没年や略歴を知ることができる。なお駒井は数え十一歳のとき、即ち安永五年（一七七六）、東陵の塾に入門して素読を受けており（高塩前掲論文三九頁）、立教館創立時には数え二十六歳であった。岡本については、近藤奎・平岡潤編『桑名市史補編』（昭和三十五年）に、「岡本穆堂、名は茲柴、通称繁右衛門、松平定信公の侍

臣、郡代となる。感徳録七巻を著す」(二八八頁)と記されており、和田前掲書にも、和歌一首と共に「岡本茲契称繁右衛門郡奉行」(附録五五頁)とある。また和田前掲書には、弘化二年(一八四五)五月の田内親輔編の「葉翁公著書目録」が収録されており、それには茲契の識語も付記されているが、その識語によると、岡本は定信の側近であった、文政十二年(一八二九年)、恐らくその五月の定信没後のことであろう)第十代藩主定永から田内親輔、田井元陳と共に定信の「御言行記」の編纂を命じられ、岡本が「年若きより書つみたる感徳録」等を基本として原稿を作り、それを田内に送ったことが見えている(一九八頁)。但し、岡本については、その生没年は不詳である。⁽³⁾

それでは立教館創設に関する「鶯宿雜記」(巻二百二草稿)の記事を次に掲げることとする。

右立教館ハ白川御在城之節、寛政三年辛亥、教授東陵先生(俗性本田龍藏常安)、肥後熊本、安永中被召抱の屋敷、会津町二番丁西北ノ角ありしを其西隣三番丁の東南の角、生沼権平屋敷へ被移(此節、生沼氏ハ仁井町三番丁に新に屋敷地を賜て新に屋敷を建)、東陵先生屋敷跡に学校御造營、東西長く北へ折て長屋の如く御建方御出来、翌壬子正月廿五日、開講(御家中一統、麻上下着)、(括弧内、原文は細字双行)

右の史料によれば、この度、新設の立教館は、実は当時城下の会津町二番丁の西北の角にあった本田東陵の屋敷を、その西隣の三番丁の東南の角にあった生沼権平の屋敷へ移し(生沼は仁井町三番丁に新屋敷を賜わる)、その跡地に建てられたというのである。東陵の屋敷の跡地に新学舎が建てられたということは、それまでは東陵の邸宅がそのまま藩の学問所となっていたからであろう。

この新学舎による立教館発足の意義は、次の二点において重要である。その第一は、ここに従来の東陵の家塾的な教育が払拭され、藩士の子弟を対象とした文武両道の教育を組織的に施す藩主直属の教育機関が名実共に成立したことである。それは定信の強い意思によるものであり、一に定信の功績である。その第二は、それと共に立教館

創立に至る迄の東陵の家塾の果した役割が決して小さなものではなかったことである。即ち立教館創設における定信主導の意義は、もとより評価しなければならぬが、一方、その成立の基礎を築いたのは東陵であつて、白河藩における学問・教育に対する東陵の尽力もまた立教館創設に当つて大きく貢献したというべきである。そのことは上記にみるように東陵の家塾から藩立の学問所へ、更に藩校立教館へと白河藩の教育施設は推移するが、その施設の場所自体は変わっていないことにも象徴されているであろう。従つて定信は、新しく創設した立教館の教授には、従来の学問所の教授であつた東陵をそのまま据え、東陵を補佐する、その学頭には東陵の高弟であつた広田憲令(文輔)、林克之(宇兵衛)らを任命し、更に東陵の弟(一説では、東陵の兄)、本田吉人を召して習楽局の音楽を指南せしめたのである(後掲「感徳録」)。

3 立教館教学の基本的理念

立教館開講当時の状況は、岡本茲契の「感徳録」⁴に要領よく記されている。やや長文にわたるが、次にその文を掲げることとする。

寛政四年壬子、年頃 御心に含み為玉ひしか、こそ其年を立玉ひ、学校を白川城西会津町二番丁といふ所へ御造立、落成に至りければ、御みつから立教館といふ扁額を 御揮毫あつて荘嚴を施し、是を講堂の御床正面へ掲、其他会業堂、句読局、習書局、算数局など、各局毎に扁額を打しめられ、正月廿二日を以て教授本田龍藏をして開講を命し、白鹿洞書院掲示を講演畢て、御みつから書玉ひたる 御令条を学頭拝読し奉る。老臣を始め庶士以下に至るまで正服し出席、聴聞拜聴す。以後、是を以恒例となす。此学館は暫く仮の御造營にして長屋造一棟也。西の方位を数十疊入側付、立教館御床二間余、中段を設け、まつわか国を仰き崇め奉るへき事

そとの 御深慮にて、中央に 天照皇大神宮を鎮坐し玉ひ、左に四書五経、右に 東照宮を仰信奉れとて、神祖御遺訓、 御家祖 鎮国神公の勸学家訓を書函に納め装ひ、すえられ、前に翠簾を垂れ、上に立教館の御額を掲玉ひし。聖像を安置し玉はされば、永々釋奠は行ふまじきとの 御掟なり。次に会業堂、其次句読局、其次習書局、其次算数局、局毎に前面額を掲らる。算数局にして小笠流古実礼容を学ハしめ玉ふ故に、容儀局の額を掲らる。この局におひて音楽を学はしめ玉ふ。其師は本田龍藏か弟にして東武の処士、本田吉人を召下し、指南させしめ玉ひぬ。(以下略)

右の文によれば、立教館の開講は学館竣工の翌年、即ち寛政四年(一七九二)正月二十二日(但し、「鶯宿雜記」では正月二十五日)に行われ、教授本田東陵が「白鹿洞書院揭示」を講演し、ついで学頭が定信執筆の「立教館令条」を拝読したとされる。なお「立教館令条」に関しては、「文化己巳^(六年)十月十九日」の年紀を有する定信自筆のものがあるが、「令条」(以下、「立教館令条」を「令条」と略称)が、この時を以て制定されたとすることは、夙に疑義が呈されている(深谷前掲書一〇五・一〇六頁)。世に流布している文化六年(一八〇九)の「令条」は、恐らく同年二月の白河大火による学館全焼後に、定信が改めて手書したものであって、「令条」原文の制定時期は、「感徳録」の示す如く、やはり立教館創立時(定信数え三十五歳の時)と考えるのが至当であろう。

「感徳録」によると、前述のように立教館の開講に当っては、その冒頭に教授による「揭示」(以下、「白鹿洞書院揭示」を「揭示」と略称)の講義と学頭による「令条」の拝読との二つの行事がとり行われたが、その際、老臣を始め庶士以下に至るまで家中は正服して(「鶯宿雜記」では、「御家中一統、麻上下着」)、拝聴することが義務づけられ、以後、それが毎年の開講に当って恒例となったと伝えている。事実、上記の行事は、文政六年(一八二三)、藩主久松松平氏の白河から桑名への転封に伴って、立教館が桑名城内伊賀町に移築された以後にも続けられ、

また桑名藩越後領を支配する柏崎陣屋の学問所においても、幕末に至るまで、それは執り行われた⁽⁵⁾のである。そうすると、立教館教学の理念は、「揭示」と「令条」の両者に表わされていることとなるが、就中、「揭示」は、その基本的理念をなすものであったと思われる。そのことは、毎年の開講の際の「揭示」の講義と「令条」の拝読の順序が、最初に教授による「揭示」の講義があり、それが終わってから次に学頭による「令条」の拝読が行われていることに端的に示されている。また「令条」によれば、立教館教育の主たる目的は、「聖經」を学ぶことであり、「聖經」とは「四書五経」のことであり、しかも、それは「程朱の説」に従って学ばなければならなかったのである。従って定信の「令条」も、恐らく朱熹の「揭示」に倣って執筆、公示されたものであり、「揭示」は、まさに「令条」の淵源を為すものであった。

「白鹿洞書院揭示」は、周知のように南宋の淳熙六年(一一七九)、江東南康軍の知事として赴任した朱熹(一一三〇～一二〇〇)が、その翌年、廬山のふもとにあった白鹿洞の書院を再興し、生徒を集めて教えた際に、その講堂に掲げたものであつて、学問をする法式を示したものである。即ち「揭示」では、学問とは人倫(父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信の五倫)を明らかにすることを根本とし、次に博学、審問、慎思、明辨という学を修める順序を示し、最後に篤行をあげ、その具体的な項目として修身(自己を修める場合の規範)、处事(物事に対処する場合の規範)、接物(人と交わる場合の規範)を記している。日本においても、「揭示」は、すでに幕府の昌平坂学問所において毎年の開講の冒頭に、その講釈が行われ、その一年の講学は「揭示」の講釈によって始められていたのである。諸藩の藩校においても、そのような例は多く、庶民教育の場として有名な備前の郷学閑谷学校においても、毎月朔旦には「揭示」が講じられ、それは幕末に至るまで約二百年間、続けられた⁽⁶⁾という。江戸儒学における本格的な「揭示」の研究は、山崎闇齋に始まり、彼は慶安三年(二六五〇)、「白鹿洞書院

学規集注」を編纂、刊行し、以後、「揭示」は諸学者によつて研究、解釈された。かくして「揭示」は、朱子学、並に儒教倫理の最も簡潔にして権威あるテキストとして世に普及し、当時の学校教育において多大の役割を果したのであり、白河藩もまた、その例にもれるものではなかつたのである。

立教館開講時の東陵による「揭示」の講義は、もとより朱子学者たる東陵自身の意向も当然あつたと思われるが、これには「令条」の奉読と共に、定信の強い意思が働いたとみるべきであろう。「感徳録」には、文化六年二月の白河大火により立教館が全焼した後、「絹地大幅に白鹿洞揭示一篇、大字に書玉ひ、古代を摹し、銭形の屏風新調させ、学館へ附属し玉ひぬ」とあるから、大火直後、定信自ら「揭示」を絹布に大書し、それを屏風に仕立てたものが立教館に備えられたのである。恐らく立教館には、文化六年の学館焼失以前にも、定信の手書した「揭示」が諸生の目の届く場所に掲げられていたに違いない。また立教館には、山崎闇齋による「揭示」の注釈書が所蔵されており、それが諸生の考究に当てられていたことは、文政五年（一八二二）、片山成器撰の「白河文庫全書分類目録」の「例言十則」に、「白鹿洞揭示、表出註釈、雖成山碕嘉、朱子原本也、訓子帖則編成于嘉、故揭示入漢、訓子帖入和」（和田前掲書二〇八頁）とあることによつて明らかである。

以上、「揭示」と「令条」の両者は、立教館における「教育勅語」にも相当し、立教館創設以来、幕末に至るまで白河・桑名藩士の順守すべき道德の根源であり、中でも「揭示」は、立教館教学の基本的理念を示すものであつたといふことができる。

4 立教館教学の内容

それでは立教館における教学の方針、内容、方法等はどうか。「立教館令条」には、その冒頭に、「学校造立に付

ては、学問、武芸、其外習書、数学、容儀、舞楽等にいたるまで、夫々師範の教導を重じ、聊怠慢あるべからざる事」とあつて、立教館で学ぶべき教科として「学問」、「武芸」、「其外習書」以下の三事があげられている。右の中、最初の「学問」とは、四書五経の経伝を主とするものであることはいうまでもない。立教館における修学の目的は、寛政四年正月二十五日の開講の際の「教授東陵先生演説之趣」（『鶯宿雜記 卷二百二草稿』所収）の中にも述べられている。この「演説」は、「東陵先生演説」とあるが、実は東陵が定信に代つて、定信の趣旨を述べたものである。即ち定信が何故この立教館を設立したかといえは、それは人としての「道」を教授する為であり、その教えを立てる為に「立教館」と名付けたという。それでは、その「道」とは何かといえは、それは「仁義の道」であり、それを具体的にいえば、「親に孝、君に忠、年長たるを兄の心に敬ひ、年弱を弟のことく慈しミ、夫婦正しく、朋友信実に変候様に」努めるのが「道」であるという。そうすると、この「道」とは畢竟、「白鹿洞書院揭示」にある「五教」、即ち五倫の徳目と一致する。また定信は、「立教館童蒙訓」と題する訓話を著わし、それを東陵に下し、常時、幼童に訓読させるように命じている（『感徳録』）。この「童蒙訓」の内容も、やはり五倫の教えを平易に説いたものであつて、いわば定信による「揭示」の児童向け講釈版といつてよい。以上を要するに、「令条」冒頭にあげられた「学問」とは、「四書五経」を学んで人倫を明らかにすることを第一とするものであり、それは朱子学の要諦に通ずるものであつた。

但し、「令条」のいう「学問」には、経学以外の学問も含まれていたことに注意しなければならない。「令条」には、「よむ所の書は聖經を主とし、其余歴史諸子の類、広く講究し、国家の用に立可申事簡要に候。詩文和歌等に至るまで心がけ候事、則一助に候」とあつて、定信は経学の外に、「歴史諸子」等の国家有用の学の必要性を説いている。それでは定信の考える、経学と国家有用の学との関係は如何。寛政六年（一七九四）の東陵の跋文を有す

る定信の「志をたつるのふみ」(「鶯宿雜記 卷二百二草稿」、和田前掲書一四頁以下所収)は、立教館に学ぶ諸生に下賜されたものであり、定信がその教育方針を具に述べたものである。次にその主要な個所を引用することとする。

されば、この経伝をよくよみて、その義理を尋ね、日用の所へ引合せて、ふみ行ひ侍る事なり。……博識の文字又とふとむべし。ひろくことにいたり侍れば、自ら事に処し侍るも変に処するも、みなその宜を得侍るなり。まゐて国の政にもあづかり侍らんものは更なり。……されば文ともひろくみて、代々の盛衰、興廢、風俗、政治、その外制度文物のことまで、あまねくしり侍れば才を長ずるなり。その書籍見侍るも、わが所長をよくしりて、我好む所をつとむべし。詩文章など好まハ、そのかたをつとむへし。歴史の事このまば、そのかたをつとむべし。天文兵学などいふものも、そのゑてしかたをこそつとむべし。経学日用彝倫の事は、所長などいふものにはあらず。人々うけゑし道なれば、たれ人ともつとめ行ふべし。その余は所長にしたがふべきなり。

右の文からすれば、定信の教育方針は、先ず経伝を学ぶことによつて人の踏み行ふべき道を明らかにし、それを日常生活に引き合わせて実践することであった。そのことが成就すれば、次に経伝以外の書を読んで歴史、風俗、政治、制度、文物、詩文などに関する広い識見を養い、それを国政の場に役立たせることであった。但し、その場合は各自、己の好む処の得意の分野を選んで努むべきであるとする。即ち経学は必修科目、それ以外の学問は、さしずめ選択科目というところであろう。この定信の教育方針は、素読科、対読科、独看科と進むに従い、経以外の史子集を学ぶ立教館の学制と対応するものであった。

「令条」の「学問」の次にあげられた「武芸」については、「感徳録」には、以下の如き記事が見えている。

北面に進善門（進善門の額を掲）、爰を出れば東面に惣門あり。西に向ひて一棟造りにして弓術、吉田、日置、大和、三流の弓場あり（各一流毎にわかつ）。南面に居合、柔術の芸場一局、また劔術、新蔭、首坐、富田、四天、小夫伝新蔭、五流一局、各日を分、稽古す。西に鎗術の場あり。風伝、春秋、旅川、三流、日を分、稽古す。立教館西に隣して教授本田龍藏の第なり。かく御造立より一藩文武一処にして、学ふ便を得、益隆盛にして武術ハ日足らすとして夜も稽古の響き絶ゆる間なし。（括弧内、原文は細字双行）

右の文にみるように、立教館創立当初から学館の圍の外には、弓術、居合、柔術、劔術、鎗術等の種々武芸場が整備されて、「学問」と共に「武芸」の修業が重んじられ、令条の「武芸専にいたし候とも学問し、学問専にいたし候とも武芸に達し候様可心懸候」という文武両道に通達することが立教館教育の目的とされた。なお武芸の練磨と共に武士としての道徳が説かれていることにも注意すべきである。「令条」には、詩文を学ぶ意義について述べた後、「雖然、文人詩人の風流にならひ、武士の質実素朴の風を失ひ申まじく候。風流中といへども、我程を心得、武夫たるを体して、義気をさかんにし、氣丈に手がたく可有之」とあり、「東陵先生演説」にも、五倫を説いた前掲文に続いて、「武士ハ別して廉恥の心を守り、取間敷ものハ塵ひとつたにとらす、すましき事ハはだへに汗して深く恥かしく思候様存可申候」とある。即ち武人としての剛健質朴、廉恥高潔の氣風の涵養もまた立教館教育の目的であつたといえよう。

このように立教館教育は、いわゆる文武両道をめざすものであつたが、前掲「令条」冒頭の文には、「其外習書、数学、容儀、舞楽等にいたるまで」とあるから、「文武」以外の「習書」以下の各科目も、立教館では、その教育の対象に組み入れられていた。従つて造立当時の立教館の機構には、「会業堂」（経書の講釈、会読、詩文の教場）、句読局（幼童に対する素読の教場）の他に、「習書局」「算数局」「容儀局」「習楽局」があつた。但し「算数局」以

下の三局は、それぞれ別個の三教場があつたのではなく、一つの教場が修学の日を異にして用いられていたようである。しかし、これらの「習書」「算数」「容儀」「習楽」の科目は、「令条」の文からすれば、「学問」の中には入っていない。即ち定信は、これらの科目を「学問」とは認めず、実用の技術として考えていたからであるが、それは経書を学ぶ本科の外に、書学や算学等を学ぶ別科を設けた古代律令の学制に溯源するであろう。立教館における、これらの科目の修学の詳細については不明であるが、恐らく経書を主に学ぶ本科とは異なり、別科は藩士の自由な意思によって入学し、修業したものと思われる。但し小山正武の前掲「桑名藩学務沿革」には、「舞学」「音律学」は、「特別指命を被むりたる者、之を学ぶ」とあるから（和田前掲書一四二頁）、「習楽」科のみは、特別な扱ひを受けていたようである。

5 定信と東陵

以上、立教館教学の基本的理念、及び定信による教育方針やその教育内容等について概観して来た。それでは定信と東陵との人間関係はどうであつたか。

すでに述べたように、寛政四年正月二十五日の立教館開講の際に行われた「教授東陵先生演説」は、実は定信による立教館創立の趣旨や目的を東陵が定信に代つて諸生に説明したものであつて、東陵は演説の後に、「右等之趣、能々致演説候様にとの御事ニ付、左様ニ御心得可被成候」と述べている（鶯宿雜記）。また定信が立教館諸生に下賜した「志をたつるのふみ」には、寛政六年の「本田常安」の跋文が付記されている（同上）。更に定信執筆の「立教館童蒙訓」は、定信が東陵に下し、幼童らに常時訓読させよと命じたものであり、教授、学頭は、それを受けて児童に訓諭したのである（「感徳録」）。

以上からすれば、東陵は立教館の開講に当って、定信の教育方針に忠実に従い、以後も定信を補佐して、その学の推進に努めたといえよう。今、「東陵先生墓碑銘」(広田憲令撰)をみると、前掲文に続いて、そこには次のように記されている。

今、公襲封、尊儒重道、創建学營、命先生以教授任、特進其班、伴読陪遊、卒無虚月、公手書尚玄亭字、以賜之、尚齒宴亦賜杖優焉、方其病也、數賜藥餌、其易實也、遣医視之、公之於先生、礼待可謂至矣、

この「墓碑銘」の文によれば、定信は東陵を、この度、創建した藩校立教館の初代教授に任命し、「尚玄亭」の手書を与え、敬老の宴を催して杖を下賜し、また東陵の病気には屢々薬餌を贈り、臨終に際しては医師を遣わしている。碑文には、「公之於先生、礼待可謂至矣」(公の先生におけるや、礼待至れりと謂ふべし)とあるから、定信が東陵に対し、いかに優待、礼遇の限りをつくしたか窺うことができよう。

このように定信が東陵を優遇したことには、前述した藩校創立に至る迄の、またそれ以後の東陵の功労が先ずあげられるであろう。しかし、それ以外にも、定信の東陵優遇には、次の二つの大きな理由があったと思われる。その第一は、東陵が前代藩主にして定信の養父であった松平定邦(寛政二年六月没)の招聘した学者であったこと、その第二は、東陵が定信よりも三十余歳の年長者であり、立教館開講時には、すでに六十八歳の老齢であったことである。即ち定信は、このように東陵を優遇することによって、朱子学の重んずる五倫の中の「父子の親」と「長幼の序」という二つの徳目を身を以て実践し、衆に示すことができたのである。

次に墓碑銘の「伴読陪遊、卒無虚月」の文によれば、東陵はたえず定信の側近にあつて、定信と共に読書し、定信と共に歴遊したとあるから、定信は東陵の学問を尊重したようにも受け取れるが、その点は、なお一考を要する。

定信は幼少時より父田安宗武、兄治察の勧めにより、田安家の教育掛、大塚孝綽等について程朱学を修め、刻苦勉勵、和漢の書を読破したというが、天明七年（一七八七）六月、老中首座となって以来は、幕府の昌平坂学問所の教育内容を充実することに意を注ぎ、従来の林家に依存した教育体制を改め、柴野栗山、岡田寒泉、尾藤二洲、古賀精里らを抜擢して招聘し、右学問所を朱子学を講究する幕府直属の教学の府として再編制しようとした。白河藩における立教館の設立も、定信による幕府文教政策の改革と無関係ではなく、両者は平行して行われたのである。一方、東陵は若き日、熊本藩儒、秋山玉山の門に学んだが、その後は長い浪人生活に入り、伏見や江戸で私塾を開いて生計を立て、貧しいながらも、いわば自由に生きた在野の学者であった。このような両者の生いたちの懸隔から、定信と東陵とは同じ朱子学を学びながら、四書五経等の經典の受けとめ方がかなり異なっていたのではないかと筆者は推測する（後述）。従って定信からすれば、朱子学の正統を受け継ぎ、それを後代に伝えるものは、あくまで昌平黌の柴野、尾藤等の儒者であって、東陵ではなかったのである。そのことは、東陵の墓碑銘の撰者にして東陵の高弟でもあった広田憲令が定信の命によって立教館設立時の寛政三年、広瀬蒙斎と共に昌平黌に留学を命じられていること⁽⁷⁾によっても明らかであろう。

このような定信の考えは、その後の立教館の運営にも強く反映されたと思われる。東陵は立教館開講後、僅か四年にして寛政八年（一七九六）三月十六日、数え七十二歳を以て世を去った。当時、立教館の学頭をつとめたのは、東陵の高弟であった広田憲令や林克之等であり、後に東陵の次子、本田龍蔵（金剛郎）も学頭をつとめるが、東陵亡き後、教授職をついだのは、東陵の門人やその関係者ではなく、昌平黌の柴野、尾藤門下の広瀬蒙斎であった。蒙斎（台八）は、寛政十年（一七九八）からその没年である文政十一年（一八二八）まで、約三十年の長きにわたって教授職にあった。それは何故かといえば、蒙斎が定信によって抜擢され、重用されて、偏に定信の信任が

厚かったことによる。即ち蒙齋は、立教館における文教を主宰するだけでなく、広く藩政一般に参与し、且つ定信隠棲後も、第十代藩主定永に仕え、世子定和（第十一代藩主）の傳役までつとめたのである。多忙を極める蒙齋を補佐する為に、文政元年（一八一八）から同五年までは南合蘭室が、同五年から同八年までは大塚毅齋が蒙齋と並んで教授職についた。当時、定信はすでに隠棲中であつたが、これらの人事もまた定信の意向が大きく働いたであろう。即ち南合蘭室は、定信が久松松平氏へ入嗣した頃から定信の側近であつて、立教館創設当時には学頭をつとめ、且つ定信が提唱した責善会の会頭に任じられた人物であつた（深谷前掲書一三四頁、「感徳録」）。また大塚毅齋も、幼にして定信に寵愛され、のちに昌平黌の古賀精里について学んだ秀才であつた（片山成器撰「故教授大塚君墓表」和田前掲書、附録一頁）。更に立教館が桑名に移転してからも、その教授職を継いだ片山恒齋、南合果堂、秋山白賁堂は、何れも広瀬蒙齋の門弟であつた。

このように東陵の立教館教授としての在職期間が短かつたこと、その没後も定信の意向に沿つて、広瀬蒙齋を始めとする定信昵近の臣が教授職をつとめたこと、桑名移封後も、蒙齋の門下がすべて教授職をつとめて、東陵の学統を直接受け継ぐものが殆どいなくなつたことなどが、東陵が白河で没したと相俟つて、今日、東陵に関する史料の残存が少ない理由であろう。立教館最後の教授であつた秋山白賁堂の次子、秋山断の著わす「勢海一滴」には、「本田東陵先生は肥後の人にて秋山玉山の門人なり。……其學術亦詳なることを知らず。亦其伝ふる所を聞かず」（和田前掲書二一七頁）とあつて、幕末維新の頃には、すでに本田東陵の学問や人物について、桑名で知る人は殆どいなくなつたのである。

二 本田東陵の学問 (その一)

1 「治地略考」の特色と価値

以上述べたように、本田東陵は定信を補佐して、立教館創立に当り大なる功績があつたにも拘らず、その後の立教館の教学には殆どその足跡を遺すことはできなかつた。しかし東陵の学問には、唯一つ後代に大きな影響を与えたものがあつたことを忘れてはならない。旧桑名立教館学寮生にして句読師を兼ねた秋山断の「勢海一滴」には、前掲文に続いて「(本田東陵先生は)然るに治地の方に心を用ゐられしと見へ、遺書の小冊子、治地略考等あり」(和田前掲書二二七頁)とあるように、それは東陵が「経済」に長じ、とりわけ「地方」^{ぢかた}の学問に詳しかつたことである。東陵の地方に関する著述には、右の「治地略考」の外に「地方要集録」一巻があつたというが、この書は今日、伝わっていない。

「治地略考」については、すでに高塩氏によって、その内容が紹介されているが、同書は、「鶯宿雜記 別録三」に収録されており、それは「天明四年甲辰曆中伏之日 教授 本田常安謹誌」^(二七八四)という署名のある自序、及び門下生林克之の跋文が付されている。なお高塩氏は、「鶯宿雜記」収録の「治地略考」とは別系統の写本一冊を所蔵されている。高塩氏によれば、定信は天明四年七月一日に白河に始めて入部するが、その頃の奥羽地方は前年以來の大飢饉の最中であつたから、本書は白河藩治に役立つように、藩主定信に献上する目的で東陵が輯録したものとされる(高塩前掲論文三七頁)。

今、本書の序文をみると、その冒頭には、次のように記されている。

千金之裘、非一狐之腋、大廈之材、非一丘之木、今此一小冊子亦非一人言一年之業、聞於黃冠艸服之徒、訪於田峻山潛之士、循吏之語、酷夫（吏カ）之談、牧臣樵夫津叟海客之説、入于耳則蓄于心、若遇於佳士、則為治地萬分之一助乎、

この自序の文によれば、本書は東陵個人が当座に思いついた意見を記したのではなく、東陵が多年にわたって官吏や農民のみならず、きこり、やまがつ、渡し守、漁師など、山間や海浜に住む下層民に至るまで、多くの職種に携わる人々の論談を広く聞き集めたものであつて、それを地方（チカタ）の政務一般に資する為に、東陵自身の識見に基づいて整理し、個条書きに編緝したものである。従つて本書は単なる地方書（チカタシヨ）ではなく、一種の地方統治論を成しており、それが「治地略考」と名づけられた所以である。またこの自序には、「以授徒之間、磨墨染筆、孟浪漫書、終成一卷、徒有猷芹志而已矣」（人々から聞き集めた意見や談話を教材として使っている間に、それがいつしか加筆されて漫然と一書になつてしまつたが、この書をどなたか高貴の方にお贈りすることができれば幸いと考えている）と記されているから、当時、定信から諮問があつたとしても、本書は定信の求めに応じて急遽作成されたものではなく、東陵の方から、この多年の労作を今回の危急存亡の時に當つて、藩治の一助として定信に献上されたものであろう。

「治地略考」には、前述のように東陵の自序と共に、その末尾には、「題治地略考後」として、「天明甲辰六月（四年）」の年紀を記す「門人林克謹識」の跋文が付されている。「林克」は、林克之（宇兵衛）であつて、のちに立教館の学頭をつとめた人物である。この跋文には、「属者、田先生輯其見聞所及、農畝之制、土功之法、吏治之末事、名曰治地略考」とあつて、本書の内容が広く地方一般にわたつていふことが述べられている。「鶯宿雜記」に収録された「治地略考」は、実は駒井乗邨が天保十一年（一八四〇）十一月に小野端の所持本を転写したものであつて、

右の林克之の跋文のあとには、更に「治地略考跋」と題して、「天保十年竹迷日(五月十三日) 後学 小野端謹識」の署名のある小野の跋文と「天保十一年庚子十一月 七十五翁 駒井乗邨謹写」という駒井の識語が付されている(但し高塩氏の所蔵本には、林の跋文はあるが、小野の跋文と駒井の識語はない)。この小野の跋文についても、その要旨は、すでに高塩氏によつて的確に紹介されているが(高塩前掲論文三九頁)、この跋文は東陵の「治地略考」及び東陵の学問を考察する上で欠くことの出来ない重要な文献と思われるので、次に、その内容をやや詳しく見て行きたい。

「治地略考跋」を書いた「小野端」とは、小野正端(号損庵・遙青、通称軍九郎、享和三年〜文久二年、一八〇三〜一八六二)のことであつて、桑名藩、火術・砲術の師範、小野半次の末子として生まれ、長じて立教館の学頭をつとめた人物である(田内親輔「楽翁公著書目録」の岡本茲柴の識語、和田前掲書一八九・一九〇頁等)。「本の籙中」(桑名市教育委員会編『桑名藩史料集成』平成二年、三五三頁)には、「同人三男(小野半次) 同軍九郎」とあり、「家督三十俵三人、御馬回、学頭勤十八石三人、御勘定頭席御勘定奉行、後御勘定頭、定府、御書院番、学頭勤、五石御加増、御武具奉行」という経歴が記されている。なお「嘉永元年二月二十八日改、御家中分限帳」(桑名市教育委員会編『桑名藩分限帳』平成元年、七頁)の「御書院番」の項に「十八石三人 学頭 小野軍九郎」、「萬延元庚申年八月吉日 分限帳」(同上、六六・一〇四頁)の「御武具奉行」の項に「式拾三石三人 江 小野軍九郎」、「文武之部」「学頭」の項に「定府 小野軍九郎」、「文久元年辛酉夏四月 御家中分限帳」(前掲『桑名藩史料集成』三八〇頁)の「御書院番」の項に「廿三石三人 定府 小野軍九郎」などと記されている。以上からすると、恐らく小野は文政中に立教館の学頭をつとめ、その後、天保九年秋に勘定奉行となり(跋文)、のち勘定頭に昇格し、嘉永から安政・萬延の頃には再び学頭をつとめ、且つ定府していたようである。小野はまた立教館教授、

片山恒齋の墓表を撰文しているから（和田前掲書、附録二・三頁）、立教館では恒齋の門弟であった。

小野の跋文によれば、かつて江戸の藩邸にありし頃、この「治地略考」を沢竹亭から示され、借覧したいと思いつつも果さず、この度、「治民之官」に任じられたことを機に、再び沢に借用を願い出て許され、筆写したと記されている。沢竹亭とは、立教館学頭をつとめた沢範輔のことであって、文政の頃、江戸定詰であったという（前掲『桑名市史 補編』二八四頁）。そうすると、「鶯宿雜記」収録の「治地略考」は、恐らく東陵の高弟林克之から沢竹亭に伝わり、それを小野正端が筆写し、更にそれを駒井乗郎が転写したということになる。林、沢、小野は、何れも立教館学頭をつとめているから、この写本は立教館伝来のものと考えてよいであろう。

さて小野の跋文には、東陵の学問の特色や「治地略考」の価値について、甚だ示唆に富む見解が披瀝されている。先ず、その跋文冒頭の部分を次に引用しよう。

客歲秋、予誤辱治民之官、時属改革、新令如火、庶事之輻湊、倍乎平日、而予性譚劣、且其於吏事、所未通曉、欲有所施設、而往々掣肘矛盾、因試省旧業、則皆紙上空論、無益实用、其或若有得者、乃亦古今之異耳、風氣之不齊、未易輒施行也、於是居恒仰屋而歎旧学之鹵莽、又大恐負国家拔擢之鑑也、

右の文によれば、小野は「客歲秋」、即ち天保九年の秋に、従来立教館学頭職から「治民之官」、即ち民政を掌る官職に転任したことが分る。前記小野の経歴からすれば、この「治民之官」とは、勘定奉行のことではなかったかと推測される。これより一年前、即ち天保八年（一八三七）六月一日には、桑名藩柏崎陣屋において、いわゆる柏崎騒動（生田萬の乱）が勃発し、同十年八月には、当事件の関係者に対する藩の賞罰が決定し、その申渡しが行われた。小野が「治民之官」に転任した時期は、ほぼそれと重なるから、恐らく当事件の処分に伴って、藩では大規模な人事異動が行われたのであろう。

上記跋文の大意は、凡そ次の如くである。即ち天保九年の秋、はからずも自分は民政を掌る官に任命されたが、当時は藩政改革の最中であつて諸事多忙を極め、しかも自分は本性、浅劣であつて、民政官の職務に通曉せず、その職務を全うする為の手段方法について屢々悩むところがあつた。そこで以前の職務を顧みると、そこから得た知見は、すべて紙上の空論であつて実用には何ら役に立たないことが分り、偶々役に立ちそうなものがあつても、それを実践に移そうとすれば、やはり時代や風土が異なるから、それを施行することは容易ではない。それ故、自分は常に天を仰いで、ただ以前の学問の怠慢を歎き、この度の藩による拔擢の人事にそむくことを恐れているのみである。

以上が跋文冒頭の部分の大意であるが、ここで「旧業」というのは、小野がそれまで勤務していた立教館学頭の職務に他ならない。その「旧業」がすべて「紙上の空論」であり、「実用に益なし」ということは、今迄小野が学び且つ教えて来た立教館の学問が藩の治政にとつて何ら役に立たないということであつて、そこには経伝の訓話注釈にのみ拘泥する当時の藩学の在り方に対する、旧学頭としての小野の痛烈な批判と深刻な反省が籠められていると見なければならぬ。更に小野は跋文において、沢竹亭から「治地略考」を借覽して一読したときの感想を次のように記している。

予整衿而読之、則勿論田賦貢税之制、乃至聴訟講武之法、其他凡百器械、無所不載、蓋亦儼然一部經濟書也、夫本邦農政之藉、亦汗牛充棟、就中如地理細論集地方落穂集諸書、其尤詳悉者矣、但其為書、別是一種文体、且冗雜重複、不便覽閱、独是書則切実簡明、雖未嘗涉其流者、一覽瞭然、可得其要領矣、况至使読者去貪林鄙吝之習、而趨潔廉循良之風、則又諸書所不言乎、嗚呼此其所以為先生之撰也歟、凡為吏於土者、苟能以是砭針而処事接物、則其沢於斯民、(以下略)

即ち小野によれば、本書には田賦貢税の制はもとより、聴訟・講武の法、その他、諸々の器具の類に至るまで記載されており、本書全体が厳然として一冊の「経済書」（国家統治・人民救済の方法を記した政治の書）を成しているというのである。次に小野は、本邦の農政に関する書物は非常に多く、とりわけ「地理細論集」と「地方落穂集」の両者は最も詳悉であるが、その内容は冗漫雑多であり、且つ重複する記事が多く、これを閲覧、利用するには不便であるといい、それに対し本書は、その内容が適切、且つ簡明であって、読者は一目瞭然、民政の要領を把握することができるとしている。以上の小野による本書の特色の指摘は、頗る的確であって再論の余地はないが、更に続けて小野は、他の地方書とは異なる本書の価値について注目すべきことを述べている。即ち小野は本書を評して、読者をして「貪婪鄙吝之習」（貪欲で心がいやしい風習）を去らしめ、「潔廉循良之風」（清廉潔白で善良な風習）に赴かしめる書であるとし、これが他の地方書とは決定的に異なる本書のすぐれた価値であると喝破している。しかもそれは畢竟、本書の編者が本田東陵であったからだと小野はいうのである。この小野の指摘する本書のもつ特色や価値は、別言するならば、やはり前述の「地方書」たるところにあるのではなく、まさに「経済書」たるところにあるということに帰するであろう。

それでは何故、東陵は他の地方書とは異なる、このような独自の「経済書」を編纂することができたのであろうか。それは一言にしていえば、東陵が実務を重んずる、すぐれた朱子学者であったことによるであろう。小野は前掲跋文の末尾において、「凡為吏於土者、苟能以是砭針而処事接物、則其沢於斯民」（凡そ役人が地方を治めるに當つて、本書を以て教戒の書として、物事に対処し、また人と交わるならば、必ずやその土地の人民に恵沢を及ぼすことになろう）と述べている。上記の小野の跋文にある「処事」と「接物」とは、朱熹の「白鹿洞書院揭示」に見える用語である。前述のように「揭示」では、学を修めるものは五教の修得を根本とし、その学を修める順序は博

学、審問、慎思、明辨、篤行であるとし、更に篤行については、その具体的項目として「修身」「処事」「接物」の三者をあげている。右の中、「処事」とは「正其義、不謀其利、明其道、不計其功」、「接物」とは「己所不欲勿施於人、行有不得反求諸己」と説明されている。即ち朱熹によれば、「処事」とは物事に対処することであって、義を正し、道を明らかにし、自己の利益や功績を求めないことである。「接物」とは人と交わることであって、他者に対する思いやりと自己に対する反省のことである。

今、「揭示」のいうところを小野の跋文との関係において、もう一度整理するというならば、朱熹は修学の目的は「五教」の修得にあるとし、その修学の順序の最終段階として「篤行」をあげ、更にその具体的内容は「修身」の他に「処事」と「接物」とがあるとした。翻って小野の前掲跋文をみると、小野は東陵の「治地略考」著述の趣旨、目的は「去倉林鄙吝之習、趨潔廉循良之風」にあり、それは「揭示」のいう「処事」と「接物」とに他ならなうとした。いうなれば、小野は東陵の「治地略考」を朱熹の「揭示」に引き合わせて、それを「揭示」の実践、応用として捉えたのである。この小野の指摘は、東陵の学問の本質を鋭く衝いているといえよう。

2 「治地略考」の内容

次に「治地略考」の内容について、小野の跋文に導びかれながら、みて行くことにしたい。本書の扱う事項は、地勢（田畑、用水、山林、鉾山、河港等）、貢租・夫役の賦課・徴発、訴訟・裁判、武備、民生（褒賞、備荒貯蓄、衣食、婚姻、社寺、賭博、巡察等）、製塩、海事・船舶、その他と甚だ多岐にわたっている。しかし、前述した本書の特色が最も色濃く現れているのは、貢租・夫役の賦課・徴発と訴訟・裁判に関する事項と思われるので、以下その主たるものを通じて東陵の思考を概観することとする。

先ず田畑の面積やその等級を決定する検地については、検地役人の心得から検地の具体的な方法、その用具に至るまで詳細に説明する。また貢租高を決定する検見や定免の制についても、その用具や方法について丁寧に解説する。例えば田租を徴収する「收納役人」については、收納の際に行われる種々の不正な手段や方法を具体的に述べると共に、「收納方ノ役人ハ廉直ヲ撰ム事第一也」（傍点は小林、以下同じ）とし、「定免ノ事」では、定免を定める場合の方法を述べた後、「畢竟ハ取ルヘキヲトリ、取マシキヲ取ラサル様ニ考ヘ、正直ニキハムヘキ事也、兎角役人ノ老成ニヨル事也」として、「廉直」「正直」が貢租の賦課・徴収に当たつての役人の心得の要諦であるとす。次に池水、河道、石垣等の普請（築造・修理）の爲の人夫の徴発については、その見積りの立て方、普請の方法、その他、用具や材料等の基礎的な知識を詳述すると共に、「普請役人ノ事」では、「普請奉行ハ成程、廉直ニシテ少シ厳重ナル者ニアラサレハ、油断アリテ日数カ、リ耕作ニ障リ、其上ニ費多シ、普請手廻ノヨシアシハ其所ノ荘屋、年寄、頭百姓、其外功者ナル者ニタツネ、宜ニシタカイ用ユヘシ」云々として、普請奉行の人選の基準を定めている。

更に「普請或問ノ事」では、普請役人は現地の百姓の意見に従うべきかどうかという発問に対し、その解答として百姓は川水の増減、池水の「カ、リ」（維持費か）、用水の利害については、平常より知悉し、その意見は妥当なこともあるが、第一に「時ヲ短ク見ル」（当座の利をはかる）、第二に「所狭ク心得ル」（自分の居住地の利をはかる）、第三に「位ヲシラズ」（人力の多少、その必要性の軽重等、総合的な判断に欠ける）の三つの欠点があるとし、結論として「如此失アル故、其所ノ土民ノ考ハカリ用ユヘキニアラス、然レトモ、スイフン理ヲツクサセ、是ヲ取、非ヲスツルハ役人ノ知慮ニアリ」と述べ、百姓の意見を傾聴するだけでなく、知慮を働かせて、その意見の是非を判断すべきであるとしている。上記の地方に関する東陵の諸々の指摘は、小野のいうように、いわゆる机

上の空論ではなく、実務経験豊富な役人や関係者からの直接の聞き取りに基づくものであって、本書の叙述が極めて説得力をもつ所以であろう。

本書のもつ同様の特色は、更に訴訟・裁判に関する条項において一層鮮明に窺うことができる。即ち検地、検見等による貢租の賦課・徴収や治水の普請等における人夫の徴発に関しては、何れの地方書においても詳細に取り上げる事項であるが、治政官の立場からする訴訟・裁判に関する記述は、従来の地方書では殆どみることができないから、この部分は本書のもつユニークな特色を最もよく示すものといえよう。「治地略考」で取り上げた「訴訟」は、全二十九個条であるが、その記述は訴人（原告）の提出した訴状によって開始される民事・刑事の訴訟手続が主であって、官が職権を以て犯罪を捜査・摘発し、被疑者の罪状を糺問・審理する、いわゆる吟味筋の手続については、その重要性を指摘した「明於不告ト云事」（第20条、条文番号は後掲の「附録」参照）などがあるが、全体としてはそれ程多くはないようである。なお高塩氏所蔵の写本「治地略考 完」の中から、この「訴訟」の部分のみを抄出し、本稿の末尾に「附録」として掲げることとした。

東陵が訴訟・裁判に携わる役人にとつて最も重視したのは、その「心得」である。それでは裁許に当って裁判官のもつべき「心得」とは何か。「裁許当日心得ノ事」（第2条）には、「裁許ノ当日ハ沐浴シテ心体清浄ニ、天二カハリテ是非ヲ正スナレハ、道理分明ニシテ聊以私心有マシキ也」とし、また「慎喜怒ト云事」（第13条）にも、奉行は「怒ヲナサス、喜ヲ止メテ、哀情ヲ本トシテ上ノ命ヲ守リ、古例ヲ法トシテ私心ノ捌アルマシキ也」とあって、東陵は、裁許に当る役人は先ず「私心」を去ることが肝要であるとする。この「私心」とは私的な欲望のことであり、「人欲」に他ならず、「白鹿洞書院掲示」にも、「処事之要」として「不謀其利」「不計其功」とあるから、「人欲」の克服を第一とする朱子学者としての東陵の識見が、ここに鮮明に現れているともいえよう。それでは裁

判官が裁許に当って、その「私心」をなくす為にはどうすればよいか。それは「雙方兩翼ノ事」(第 3 条)に、「雙方トモニ必勝様ニト相考、糺明スル事ニテ依怙ノ念ナキヲ要トス」とあるように、原告、被告の双方に対し、依怙鼻頂のないように吟味することであり、「双方ニ勝ヲツクルト云事、一大事秘訣也、此処ハ心神ヲコラシ工夫スヘキ也」という。即ち当事者双方の容貌、言語、立居振舞等からする先入観を排して公平な立場で審理に臨むことが裁判官にとつて必要であり、その為には「双方ニ勝ヲツクル」という心情をもつて糺明することが有効であるといふのである。これは「私心」を去り、「依怙ノ念」を避ける為の東陵の考える一種の心理的な技術・技法であろう。

次に「平和致様ノ事」(第 6 条)では、裁許にも及ばない程の紛争の解決には、官は当事者間を仲介して「内証(内済)、即ち和解・示談の成立に努むべきであるとする。それでは「内証」による紛争解決の方法はどうか。それは「争論ハ互ニ欲心ヨリ損得ノ出入トナレハ、双方ノ云処ヲ以テ其中分ヲ考へ、内証ニテ取扱時ハ得心致シ、十ガ六七ハ相済ム者也」とあるように、双方の主張の「中分」を見定めることであるという。しかし前掲文の次に、「併其中分ニ心得有ヘシ、元来論スル所、双方同様ニコレナキモノナレハ、其軽重ノ処ニ中分アル事ヲ云也」と述べていることに注意しなければならない。即ち東陵のいう「中分」とは、双方の主張する利害得失を単純に計量台算して、それを二分するというのではなく、両者の主張する是非の軽重を計り、それに基づいて両者が譲り合うことのできる、いわゆる落し所を見つけることをいうのであろう。

前述のように東陵は、裁判官の「心得」として「私心」を去ることを重視したが、更に裁判官のもつべき「心得」として、もう一つの徳目をあげている。即ち前掲第 13 条には、奉行は「哀情ヲ本トシテ」とあり、「仁恕ヲ本トスル事」(第 7 条)にも、「仁愛惻怛ノ情ヲ以テ、己ヲ推シテ人ノ上ヲ考へ、訴人ノ心ヲ察スル事也、古人モ聴訟(懇)者求所以生之ト云ヘリ、又惟刑之恤哉トアリ」とあって、ここでは尚書の文を引いて、「哀情」「仁恕」「仁愛」な

どが裁判官の「心得」の基本であるとしている。上記の「仁愛惻怛ノ情ヲ以テ、己ヲ推シテ人ノ上ヲ考ヘ」というのは、やはり前掲「白鹿洞書院揭示」に「接物之要」としてあげられた「己所不欲勿施於人」「行有不得反求諸己」と全く同意であつて、他者に対する思いやりと自己に対する反省に他ならない。

更に東陵は、敗訴人に対する配慮をも忘れていない。「負方残念無之致方之事」(第5条)には、敗訴した者に対し、「証拠、証文ヲ出サセ、扱云事ハ幾度モイハセ、念入聞届ケ、吾身ヲ負方ノモノニナシテ考エレハ道理ミヘル也」とあるように、その主張を十分に尽くさせ、裁判官が敗訴人の身になつて考えることが必要であるという。しかも東陵が前掲文に続けて、「十分ノ負ハ八九分ニモナルヤウニ吟味スレハ、負方遺恨ナキモノ也、吟味ノ内ハ証文アリトモ、シヒテ証文ニカ、ワラス、本理ヲモトメ裁判スヘキ也」としているところが興味深い。「十分ノ負ハ八九分ニモナルヤウニ吟味スル」とは、いわゆる「盗人にも三分の理」を認めるような裁き方であるが、それは敗訴人に忘れ難い怨念の感情を遺さない為の知恵であつて、「証拠」「証文」の理のみに拘束された、一刀両断的な吟味を避ける為の、人情に適つた当時の裁判技術であつたと思われる。東陵は、これを「本理」を求める裁判といっているが、その意味は恐らく敗訴人に対する同情や思いやり、即ち「哀情」「仁愛」をも加味した裁判をいうのであろう。そうであるとすれば、このような思考もまた前述の「白鹿洞書院揭示」のいう「接物之要」に通ずることとなる。また「訟ヲ聴ニ停留スル事ナカレト云事」(第10条)では、奉行に対し訴訟の審理に滞留がある場合は、関係者に多大の負担を強いることになるとして、それを厳しく戒めているが、これも畢竟、民に対する「哀情」「仁愛」に発するものに他ならない。

このように東陵は、訴訟や裁判に携わる役人の「心得」として、「哀情」「仁愛」をその基本とすべきことを強調するのであるが、しかし一方において、それだけでは、その職責を十分に果たすことはできないとしていることにも

注意しなければならぬ。即ち「慎哀矜ト云事」(第14条)では、「哀矜」も度を過ぎてはならず、「奉行ノ威ハ、些トタケキニスクル心得アルヘシ」として、奉行には「威猛」(威厳)もまた必要であるとし、「仁愛ヲ本トシテ威猛ヲ上ニアラハス」「猛ヲミセテ仁愛ニ帰ス」という考えを披瀝している。「心体異用ト云事」(第29条)にも、奉行の「第一ノ心得ハイカン」という発問に対し、その解答として外に忿怒の相を現わし、内に慈悲を専とする不動明王の例を引いて、奉行も同様、「威」と「愛」との二つを兼ね備えるべきであるとし、「其威愛受用ハ威ヲ外ニアラハシテ衆民ヲ畏服セシメ、愛ヲ内ニシテ民ヲナツク、トリワキテ役人ハ威厳カロキ時ハ、百姓ノ願事多シテ治メカタシ、此所巧扶肝要也」と述べている。このような裁判に関する種々の法的技術も、やはり多年、その実務に携わった官吏の経験に基づいていることはいままでもない。

東陵は儒者であるから、当然のことながら中国法や律令法にも、或る程度、通じていたであろう。それを示唆する若干の条項も存する。「五聴ト云事」(第27条)では、「五聴」について説明する。「五聴」とは被疑者の言辭、顏色、氣息、聴聆、眸子を觀察することによって、その供述の信憑性を判断する法的技術であるが、律令法では、先ずそれを用いる審理が「察獄之官」に義務づけられていた(養老獄令第35条)。また「勿擬古人ノ緩法ト云事」(第15条)では、時代や風俗が異なるから、「古人ノ緩法」や「異邦ノ法律」を安易に用いてはならないとする。ここにいる「緩法」とは、「古人、獄ヲユルメテ家ニ返シ、時分ヲ約束シテ獄ニ返シタルノ類ノ事也」とあるから、恐らく收監されている囚人に父母や夫の喪が生じた場合、給暇が与えられる規定(養老獄令第48条)や女囚が出産に当って一定期間、仮釈放がゆるされる規定(同上第23条)などを指すのであろう。更に「以奇偽ノ術ト云事」(第25条)では、「姦曲ノ深キ巧ニ構ヘ設タルハ情偽索メカタキ時、手立ヲ設ケ、謀ヲ施シ、利シテ誘キ、其実ヲアラハサスル事也」とある。中国では、漢魏以来、「鉤距之術」、即ち犯罪が隠密に行われて、犯罪事実の証拠を収集す

ることが困難な場合、官が囮などの策略を用いて罪を犯すように誘惑し、犯人による犯罪の実行を待つて、直ちにこれを逮捕する捜査方法がゆるされていた。また律令法では、賭博に負けて自首したものに對しては、賭博の罪がゆるされるだけではなく、賭博の対象となった賭場にある財物や「句合」（賭場の世話人）、「出九」（賭場の金貸）の得た財物も悉く与えられるという規定（養老捕亡令第13条）がある。恐らく東陵のいう「奇偽ノ術」とは、上記の例の如く、犯罪の手段や方法が頗る巧妙であつて、犯罪事実の真偽が容易に定め難い場合、官が種々の謀計をめぐらし、また利益をもつて誘導し、犯罪者を摘発する法的技術をいうのであろう。「治地略考」では、「奇偽ノ術」の採用の適否について何も記されていないが、東陵がそれを説明していることは、状況によっては、それを用いることもやむを得ないと考えていたからであらう。なお、この「訴訟」の項に私撰の幕府法律書「律令要略」の「公事吟味之心得」の影響の見えることも指摘しておきたい（第四条、第五条等）。

三 本田東陵の学問（その二）

1 「北越官舎学矩」の成立

本田東陵の学問の性格を知る為の文献としては、前記「治地略考」の外に、もう一つ「北越官舎学矩」がある。この史料も、「鶯宿雜記」（卷二百二草稿）に収録されているが、世に殆ど知られていないものである。「北越官舎学矩」は「治地略考」の成立よりも十年程以前、即ち安永二年（一七七三）六月一日、白河藩越後領を支配する柏崎陣屋詰の役人の為に東陵によって撰定された全五個条からなる短い規約である。この「学矩」（以下「北越官舎

学矩」を「学矩」と略称)の内容を検討するに当っては、先ず久松松平氏による越後領統治の沿革について一瞥しておかなければならない。

宝永七年(一七一〇)九月、桑名藩主、久松松平氏第三代、定重は越後高田に移封されたが、更に寛保元年(一七四一)十一月、第七代、定賢は高田から奥州白河に移封された。但し白河移封の際には、柏崎町を始め刈羽、三島、魚沼、蒲原、岩船五郡の旧領の大部分は、そのまま松平氏の領有として残されることとなり、しかも越後領の石高七万六千余石は、本領である奥州の白河、石川、岩瀬三郡の石高六万石弱を凌駕するに及んだ。ここに白河藩にとって越後領全域を統轄する必要が生じ、その為、従来の高田藩時代の刈羽郡領政の中心であった柏崎の扇町陣屋を廃して、寛保二年、大久保台地に新しく陣屋を築造することとなり、それが第十代、定永の時代に伊勢桑名に復帰するに及んでも、なお桑名藩柏崎陣屋として幕末まで存続したのである。⁽⁹⁾

以上を要するに、柏崎陣屋(大久保陣屋)は、白河藩の越後飛地領全域を支配統轄する枢要な役所として寛保二年(一七四二)、新しく構築されたのであり、ここに柏崎陣屋の果す機能は、高田藩時代のそれとは質的にも量的にも、比較にならないほど重大なものとなったのである。東陵がこの「学矩」を著わした安永二年から約十年後、いわゆる天明の大飢饉が奥州を襲い、白河藩本領においても天明二年(一七八二)から大凶作が続き、翌年には更にそれが激化して、白河城下においても一揆や打ちこわしが発生した。そのような最中に第八代藩主定邦が隠居し、代って定信が第九代の家督を継いだ。飢饉から白河藩の領民を救ったのも、実はこの越後領の米穀であった。この事実、柏崎陣屋が白河藩の存立をも左右する程の極めて重要な行政機関であったことを象徴的に物語っている。東陵撰の「北越官舎学矩」は、まさにこの柏崎陣屋に対する「学矩」であったのである。

それでは当時の「北越官舎」、即ち柏崎陣屋の役人の構成はどのようなものであったか。東陵が「学矩」を著わ

した安永二年頃の陣屋の状況を記した史料はないが、それより十数年以前の宝暦十一年（二七六一）の史料には、陣屋の吏僚組織として次の如き役職とその人数があげられている。⁽¹⁰⁾

- 1 郡代（三百石）、2 物頭（三百石）、3 勘定頭（二百石）、4 横目（百八十石）、5 勘定奉行二人（百石）、6 医師二人（百石）、7 代官四人（四十俵〜五十俵）、8 勘定人十人（三十俵）、9 郷手代十人（給米九石〜十石）、10 郷下横目十人（給米七石〜八石）、11 下横目附二人（給米七石〜八石）、12 足軽小頭二人（給米七石）、13 足軽五十人（給米六石）、14 中間小頭二人、15 中間七十四人

右からすると、足軽や中間の数を除いた足軽小頭以上の総数は四十六名となる。後代の文政から幕末に至る陣屋の吏僚組織の推移については、陣屋の使命が民政よりも藩財政を賄う勝手方に偏重し、蔵米の換金活動と調達金の確保の為に算勘功者を起用する傾向が強くなるというが、⁽¹¹⁾その萌芽は、上記の宝暦の組織においても、すでに現れており、そこには勘定頭一人、勘定奉行二人、勘定人十人とあつて、民政を担当する代官四人、郷手代十人に比して、柏崎陣屋の勝手方の占める役割が決して小さなものではなかったことを示している。

この柏崎陣屋詰の諸役人の遵守すべき規範として書かれたのが東陵の前記「学矩」であつた。次にその全文を掲げることとする（読点は小林、訓点は原文のまま）。

北越官舎學矩 東陵本田先生

(1) 一夫學文之道無_レ他、自_レ修身_ニ至_ニ治國平天下_ノ之教也、忘_ニ其本根_、務_ニ其枝葉_、妄臧_ニ否古人之論說_、以_ニ辟見_ニ強_ニ世俗_、以_ニ詞章記誦_ニ為_ニ最上之要_ノ者、其過不_レ尠也、誠_{ヨリ}諸

(2) 一今此官府所_レ事者、以下存撫農民_ニ決_ニ斷訟獄_ニ審_中、公入之出納_上為_ニ急務_ニ也、須_下本_ニ手書數之業_ニ而能辨_中地勢_上也、

(3) 一須_レ禁_二下民之私謁賄賂、不_レ可_二以下偏頗_上處_レ事道_上農民_中、以永益_二公家_一、專節_二財用_一者先務也、

(4) 一武威者、民所_二畏服_一也、講_レ武不_レ可_二以忽_レ之、

(5) 一距_二公家_一者、邈焉則堅守_二法度_一、令行_二禁止_一、貴賤尊卑、礼讓恭敬、而本_二孝弟慈愛_一、謹_レ言行_上、以併_二護其身_一、

右、北越柏崎官府榜題也、應_二邑宰柳川氏林夫之需_一而書之、職掌之餘力、必励必学、則可_レ謂_二忠且勤_一矣、
勿_レ怠、于時、安永二癸巳六月朔旦、

「学矩」成立の事情について、右の奥書には、「邑宰柳川氏」の需めに応じて書いたと記されている（「林夫」は不詳）。この「邑宰柳川氏」とは誰であろうか。「定信公御代 寛政二戌九月改 分限帳」（前掲『桑名藩史料集成』所収三五八頁）の「御使番」の項に、「式百石 格無役柳川義右衛門」とあり、また「本の籙 中」（同上所収三二六頁）に、「家督九十石、御馬回、御勘定頭、御郡代、御用人格、後百八十石又式百石高御直シ、御使番格無役、隠居、改川柳」として「^{柳川}儀右衛門」の名が見えている。そうすると、「学矩」の「柳川氏」とは、恐らく右の柳川儀（義）右衛門であって、「邑宰」とは郡代のことであろうから、安永二年（一七七三）六月一日の時点では、柳川儀右衛門は柏崎陣屋の郡代をつとめていたことになる。因みにその十年後、即ち天明三年（一七八三）八月、大飢饉による米価急騰に対する米穀商への怒りから白河城下の米問屋三軒の打ちこわしが起り、その際、藩政に対する不満から民政を担当する白川郡代、柳川儀右衛門の居宅も破壊されたという¹²。以上から柳川儀右衛門は、安永二年六月には柏崎陣屋郡代であったが、天明三年八月には白川郡代をつとめており、寛政二年九月には御使番格無役となっていたことが分る。

「学矩」の奥書の「邑宰柳川氏」が柏崎陣屋郡代、柳川儀右衛門であるとすると、この「学矩」は郡代の求めに

応じて書かれたものとなるから、公的な性格をもつものであり、いわば白河藩法にも相当するであろう。同上奥書に、「右、北越柏崎官府榜題也」とあって、「学矩」が役人の遵守すべき規約として陣屋内に公示されたことも、それを証するであろう。

2 「北越官舎学矩」の内容

それでは以下、この「学矩」の内容について、「治地略考」を参照しながら逐次みて行きたい。第一条は、学問の道は「修身、齐家、治国、平天下」の教えであり、その根本を忘れ、枝葉末節にのみ務めて、古人の論説を批判し、自己の辟見を世人に強制し、經典の詞章の断片的な暗記を以て学問の本領と心得ることを厳しく戒めている。即ち、この第一条は、白河藩の学問が朱子学に基づくことを明言し、その修学の目的が先ず自己の人格の完成から出発し、次にその成果を政治の分野に活用し、実践すべきものであることを示している。なお単なる「詞章記誦」の学習を戒める学規は、中江藤樹の「藤樹規」にも見えるが、それは、そもそも朱熹の「白鹿洞書院揭示」の中に存するものである（「非徒欲其務記覽、詞章、以釣聲名取利祿而已也」）。

第二条は、柏崎陣屋の役人にとって急を要する職務が「存撫農民」（農民の生活の安定）、「決断訟獄」（訴訟と裁判）、「公入之出納」（貢租の収支）、即ち民生と司法と財務の三事であることを述べている。その具体的な内容は、前述の「治地略考」全体に関わる問題であるが、更にそれらの職責を果す為には実用の学として習書と算術を基本とし、且つ「辨地勢」（「地勢」の理解）が必要であると指摘する。この「辨地勢」については、ここで若干説明しておかなければならない。

「地勢」とは普通、土地の状況、即ち地表の起伏や浅深などをいうが、「治地略考」には、その具体的な意味内容

を示唆する条項がいくつか存する。例えば「土性ノ事」には、「土性善悪、品々アリテ容易ニ知りカタク事ナレト、役人タル者、一通ハ知ラテ叶ハヌ事也」として、地質にねばりがあつて「地ノシマリタル」土地を「上地」とし、灰に水をかけるが如く、ねばりがなく、「シマラヌ土」を「下地」とする。また「眞土ニ小石ノ交リタル」を「上田」とし、更に「上田」の中にも、上、中、下の品等があるとし、夫々について、その地質を細かく論じている。また「土地相応ヲ知ヘキ事」では、同種の稲の連作は避けるべきであるとした上で、「土地ニ相応ト云ハ、東高ク西低キニハ早稲満作也、西高ク東低キニハ晩稲満作也、北高ク南低キニハ常ニ上作也、南高ク北低キニハ常ニ下作也、田方ニハ用水多ク悪水落サルヲ上地トス、是ニ反スルヲ悪地トス」と述べて、夫々土地に適合した稲の種類を選んで植えるべきであるとする。このような土地の性質やその状態に関する役人の知識・知見は、農民の田畑を檢地して、その段別、等級、石高等を定める際の基準になるものであるから、東陵は、ここで「地勢」を辨えることの重要性を指摘したのであろう。

第三条は、一般庶民に対しては、私事の為の役人との接見、贈賄を禁じ、役人に対しては、農民への蟲眞・偏頗の処置や対応を戒め、以て藩の為に専ら財用を節約することが役人の第一の任務であるとする。「治地略考」の「役人不可親事」にも、「百姓ヨリ役人へ音信、贈答ハ勿論、公用ノ外、寒暑吉凶ノ見廻ヲモ停止スヘシ、イツトナク賄ヲ致シ、依怙ヒイキ出来、自然ト耕作ノ妨、困窮ノ元ニナル也」とあるが、それは、本条と全く同じ趣旨である。恐らく本条は、この「学矩」の眼目であり、郡代柳川氏の「需」もまた、そこにあつたのではないかと推測される。何故なら、後代の史料から推して、当時、この第三条の規定内容に反するような行為が陣屋領では日常、半ば公然と行われていたと思われるからである。⁽¹³⁾

第四条は、武備の重要性を述べたものであるが、「武威は民の畏服するところ」とあるから、やはり本条は越後

領の一揆や打ちこわし等に対する治安の維持を目的として定められたのであろう。「治地略考」にも、「武用」の項があり、そこには兵事の訓練には田獵が最適であること、領内における要害の地を調査、選定し、日頃からその防備を堅固にすべきこと、郷中の馬の数を点検し、馬の増殖に努め、且つ農耕に馬を用い、有事にはそれを軍馬に転用すべきこと、山郷の獵師を組織、訓練して農兵に仕立て、有事にはそれを郷足軽として用いるべきことなどが記されている。本条には、また「講武」をゆるがせにしてはならないとあるが、この「講武」とは、上記の如き軍学・軍法の修得と武芸の修業とを意味するであろう。武芸については、すでに述べたように、後の立教館創立当時、学館の惣門の外に武芸場が設けられて、弓術、居合、柔術、劍術、槍術等の稽古が日々行われたが、柏崎陣屋の諸役人に対しても、そのような諸武芸の修練が求められたのであろう。なお「学矩」制定の約六十年後、天保八年（一八三七）六月に柏崎陣屋が襲撃された、いわゆる生田萬の乱を想起すべきである。

最後の第五条は、柏崎の地は、本領白河から遠く離れているから、この法度を堅く遵守して綱紀の肅正に努め、陣屋役人全員が「礼讓恭敬」「孝悌慈愛」の道徳に基づいて、言行を謹み修身に励むべきであるとする。この第五条もまた朱熹の「掲示」にある、「言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過」という「修身之要」を東陵が解釈、敷衍して、ここに述べたものであろう。

以上、「学矩」の内容を逐条的に概観して来たが、ここでなお不可解なことがある。それは東陵が郡代柳川氏のもとに依りて作った、この規約が「北越官舎学矩」と名づけられたことである。「学矩」、もしくは「学規」とは、学校や家塾に学ぶ諸生の遵守すべき規約という意味であるから、本来、学校や家塾に掲げられるべきものである。柏崎陣屋内に学問所が設けられたのは、はるか後代のことであつて、この「学矩」の作られた安永二年当時、陣屋内に学問所があつたとは到底考えられない。白河城下においてさえ、藩立の学問所が設立されたのは、前述の

如く「学矩」撰定の十年後、即ち天明年間であり、定信によって藩校立教館が創立されたのは、それよりも更に十年近くを経た寛政三年のことであった。安永当時、柏崎陣屋に学問所が存しないとすれば、この「学矩」遵守の対象は、学問所で学ぶ生徒ではなく、やはり陣屋に勤務する諸役人であったと考えざるを得ない。そのことは、すでに概観したこの規約の内容からしても、十分に推測し得ることである。

それでは東陵は、陣屋役人を対象として撰定したこの規約に、何故「学矩」と名づけたのであろうか。筆者は、ここにこそ東陵の学問の特質があつたのではないかと考える。この「学矩」の内容については、すでに述べたように全五個条から成り、その第一条と第五条には朱子学の道德原理が示され、諸役人はそれに従つて行動すべきことが求められている。そうすると当時、柏崎陣屋詰の諸役人の遵守すべき実定法的規定は、第二、第三、第四の三個条ということになる。しかし、東陵がこの規約の初条と終条とに朱子学の道德原理を掲げ、諸役人にその自覚を促していることからすれば、右の三個条と初条・終条とは無関係ではなく、東陵は右の三個条を遵守するに当つても、初条・終条の道德原理に引き合わせ、それに基づいて行動すべきことを諸役人に強く望んでいたということになる。「学矩」の三個条の内容は、前述のように東陵の「治地略考」と重なる部分が多いが、同書の基底にも官吏に対し、善良、廉潔な風俗を強く訴える朱子学者としての東陵の主張が一貫して流れていることを再度想起すべきであろう。東陵は、官吏の職責を通して、朱子学の道德原理を実現しようと努めた学者であつたのである。

このように東陵は、陣屋詰役人の職務遂行に当つて、その基礎には朱子学的道德がなければならぬとし、その意味では朱子学の修得と職務の遂行とは一体であり、両者は密接不可分のものと考えていたと思われる。東陵が「学矩」の後書に、「職掌之餘力、必励必学、則可謂忠且勤矣、勿怠」（職務の余力があれば必ず学問に精励せよ。そうすれば主君に忠勤を尽したといえるだろう。怠つてはならない）と述べて、その文を結んでいることは、それ

を示すものである。かくして職務を遂行しながら学問に精励し、学問に精励しながら職務を遂行することになれば、陣屋という職務の場が即ち学問の場ということになる。「北越官舎」そのものが学問の場であるとすれば、そこに勤務する役人もまた「学生」であつて、それに対する規約が「学矩」と名づけられたとしても、何ら不思議ではない。またそれが「北越柏崎官府榜題」として、陣屋内に掲示されたことも首肯し得るであろう。まさに「北越官舎学矩」とは、朱熹の「白鹿洞書院揭示」の東陵による柏崎陣屋版であつたのである。

むすび

——東陵の学問観——

以上、本田東陵の白河藩任官以来の事績を探り、また東陵著わす「治地略考」「北越官舎学矩」の内容について、不十分ながら概観して来た。

「治地略考」や「北越官舎学矩」を著わした動機や心情から推測すれば、東陵は思弁よりも経験を尊び、理論よりも実践を重んずる合理的な朱子学者であつたといえよう。本来、朱子学は経伝を学んで人倫の理を窮め、人欲を克服して人格を完成し、その人格を以て政治の場に臨み、人民を感化して天下を統治しようとするものである。東陵もまた経伝を重んじ、白河藩学問所教授、同藩立教館教授として、藩の学府において朱熹の「白鹿洞書院揭示」はもとより、四書五經の講究に努めたと思われるが、一方では地方の現状に鑑み、その学問的成果を地方の官吏の職務を通じて如何に生かすべきかを真剣に模索、探求し、以て綱紀の肅正、民政の安定、国力の充実に努めようとしたのではなからうか。従つて藩政の枢要を預る上級武士だけではなく、地方統治に直接関わる下級武士こそが朱

子学の本領を会得すべきである」と東陵は考えていたのではなからうか。即ち東陵の学問の特質は、その学問が実務と密接な関係にあることであつて、東陵からすれば実務とは学問の実践、応用の場に他ならなかつたのである。

もとより東陵は、定信を補佐して藩校立教館の創立に尽力したのであるから、藩士の子弟教育における学校制度の意義を否定するものではなかつた。但し、その学問観については、東陵は定信とは、かなり異なる意見の持主ではなかつたかと思われる。定信の立教館における教育方針は、すでに述べたように、学問を経伝を学ぶ学問とそれ以外の実用の学問とに分けて、先ず経伝を解釈、研究することによって人の道を探求し、それを日常生活に実践して身につけることが第一であり、それ以外の学問、即ち歴史、制度、文物、天文、医学、兵学等は、経伝を学んだ後に、各自その長所に随つて、その得意とするものを任意に選んで学び、以て国政に貢献すべきであるとした。しかも定信は、習書、算数、容儀、舞楽等は、何れもその必要性は認識しながらも、それらを技術として扱ひ、国政に関わる「学問」とは認めなかつたのである。即ち定信を始めとする当時の朱子学者の多くは、四書五経を主とする経学を人格の完成をめざす道義の学として殊更に重んじ、經典の中にある義理の講明に努める余り、経学とそれ以外の実用の学、技術の学との間に明確に一線を画したのである。

右に対して、東陵は経学と実用の学、技術の学とを全く別個の学問とは考えていなかった。東陵が、とりわけ当時經典の学習に比べて、その価値が低いとされた技術の学習を重んじたことは注目すべきことである。東陵が技術の学習を重んじたことは、「北越官舎字矩」第 2 条に民生、司法、財務の三事を陣屋役人の「急務」とした上で、それらの職務が「手書数之業」に「本」づくものであると述べていること、また地方役人に対し、実務上の諸々の技術を詳細に説いた「治地略考」の文に照らして明瞭であるが、そもそも東陵の墓碑銘に「傍通技藝、最善楷書」とあるように、実は東陵自身が「技藝」に通じ、とくに「楷書」の名手であつたのであり、東陵の弟、吉人も音楽

をよくし、定信に召されて立教館生徒の習業の師範として、その技術指導に当たったのである。

それでは思弁を重んずる経学と経験を重ねる実用の学、技術の学との関係について、東陵は、どのような論理を以て、どのように説明したのであろうか。それを正面から論じた東陵の著作には、まだ接していないが、「治地略考」著述の目的は、すでに小野軍九郎が指摘したように、清廉にして善良なる官吏の養成をめざし、「白鹿洞書院揭示」に象徴される朱子学の学理を地方という技術的な実務の場実践、応用しようとするものに他ならなかった。「北越官舎学矩」もまた、朱子学の学理と地方官吏の職責——その達成には実用の学、技術の学を必要不可欠とする——とは不可分一体であるとする東陵独自の思考の上に立つて撰定されたものであった。このような東陵の思考からすれば、東陵は経学を根本的なもの、実用の学、技術の学を派生的なもの、即ち前者を本体、後者を作用として捉え、両者を不可分のものと考えていたのではなからうか。もしそうであるとすれば、それこそ「体用一致」、「体即用、用即体」を説く朱子学の「体用の論理」⁽¹⁵⁾が東陵の思考の中にあつて、それが東陵の技術重視を正当化する思想を生んだといえよう。東陵は、朱子学の論理を以て、その思弁的な学理をできるだけ経験合理主義の方へ近づけようと努めた朱子学者であつたのである。このような東陵の思想の成立には、熊本藩における陪臣という身分、長期間にわたる在野の学者生活、徂徠学から程朱学への転向等、その生い立ちが少なからず影響していると思われ、その点、幕府昌平黌の学統を直接受け継いだ、その後の立教館の儒者達とは同じ朱子学者とは申しながらも、その学風には決定的に異なるものがあつた。東陵は、当時にあつて極めて異色な朱子学者であつたといわなければならない。

右に述べた東陵の学問が白河・桑名両藩において、実際にどの程度浸透し、またどのように機能したかは、まだ十分に検証されていないが、東陵が白河藩に任官して以来、衆望厚く、学識あるものは殆どその門下であつたとい

う事実（「墓碑銘」）は、当時の多くの朱子学者の学問が訓詁詞章に泥んで時代の要請に十分に対応できず、いわば硬直化していたことを思えば、当藩における東陵の学問の高い評価を示すものとして十分に首肯することができよう。東陵亡き後、四十数年を経て天保九年（一八三八）、「治民之官」を拝命した小野軍九郎が「治地略考」に遭遇して感動し、本書が単なる地方書ではなくして、その全体が厳然として一冊の「経済書」であり、且つ「砭針」の書（地方役人に対する教戒の書）であるとして称賛していること、また小野と親交のあった柏崎陣屋詰の勘定人、渡辺勝之助の行動や思考の中には、東陵の学問に通ずるものがあると思われること、⁽¹⁶⁾更に幕末維新期、すでに東陵の学問や人物が桑名藩や立教館において殆ど忘却されながらも、「治地略考」のみが東陵の遺著として有名であったこと（前掲秋山断「勢海一滴」）などからすれば、東陵の学識がその後の桑名藩の民政に少なからず貢献したことは、ほぼ疑いないであろう。

最後に以上を総括して、東陵の学問について一言し、本稿の結びとしたい。いうなれば東陵の学問は、当時の実用の学、とりわけ技術の学を朱子学の論理、方法を用いて国政に関与する「学問」の地位にまで引き上げたということであり、これを巨視的に眺むれば、地方統治技術の分野において、東陵は、朱子学の倫理の立場に立ちつつも、その経験的合理主義への転化に努力した貝原益軒、西川如見、新井白石ら⁽¹⁷⁾に続く存在であり、やがてその後に来する幕末維新期における近代的技術教育の先駆を為すものとして学問史上、位置付けられるのではないかと思われる。

(1) 「定信公御代 寛政二戊戌九月改 分限帳」桑名市教育委員会編『桑名藩史料集成』平成二年、三五九頁には、「百五十石五人 御次番 本田龍蔵」とある。

(2) 「治地略考」（国立国会図書館蔵）の「治地略考序」には、「天明四年甲辰曆中伏之日 教授 本田常安謹誌」とある。

- (3) なお「嘉永元二月二十八日改 御家中分限帳」桑名市教育委員会編『桑名藩分限帳』平成元年、二〇頁には、「慎之分」として、「同」(一書目) 親類(一書目) 御長柄奉行より 岡本繁右衛門」とある。但し、この「岡本繁右衛門」が岡本茲斐と同一人物かどうかは定かでない。
- (4) 天理図書館蔵の「感徳録」には、「嘉永三年庚戌八月四日 岡本茲斐記(黒印)」の「感徳録自叙」、「弘化二年歳在乙巳三月初八日 南合琦謹撰(黒印)」の「序」、「弘化二年乙巳三月十三日 源茲斐謹記(黒印)」の奥書がある。
- (5) 柏崎詰勘定人兼句読指南、渡辺勝之助は、柏崎陣屋の学問所の開講に当って、「揭示」の講義と「令条」の拝読を行っている。澤下春男・同能親校訂『柏崎日記 上中下』昭和五十九年。
- (6) 柴田篤、「白鹿洞書院揭示」と江戸儒学』『中村璋八博士古稀記念東洋学論集』汲古書院、平成八年、八八三頁以下。
- (7) 深谷賢太郎「松平定信公と敬神尊皇の教育」北海道出版社、昭和十六年、一七一頁。
- (8) 文中の「其軽重」とは、その直前にある「論スル所」の「軽重」の意であろうから、結局、「其軽重」とは、当事者双方が主張する理非の軽重をいうのであろう。
- (9) 新沢佳大「柏崎編年史 上巻」柏崎市、昭和四十五年、第五章、第六章参照。
- (10) 新沢前掲書二八五頁。
- (11) 同右二八六頁。
- (12) 白河市編『白河市史 第七卷 近世II 資料編4』平成五年、六八〇頁。
- (13) 渡辺勝之助の前掲「柏崎日記」(天保十年八月六日〜嘉永元年三月二十二日)には、陣屋詰役人と村役人・町役人・特権商人との癒着による賄賂の横行や陣屋詰役人の奢侈贅沢な生活の記事で溢れているといっても過言ではない。拙稿「生田萬の乱と「柏崎日記」」『法史学研究会会報』第18号、二〇一四年、参照。
- (14) 柏崎陣屋の学問所の設立の年代を明らかにすることはできないが、文政四年(一八二二)二月の柏崎大火により、それは焼失しているから、それまでには設立されたのであろう。渡辺勝之助は、それを弘化二年(一八四五)四月に再興している。前掲拙稿「生田萬の乱と「柏崎日記」」参照。
- (15) 島田虔次「朱子学と陽明学」岩波新書、一九六七年、三頁以下参照。
- (16) 小野軍九郎と渡辺勝之助とは、ほぼ同時期に立教館で学んだと思われること、小野は勝之助の従兄である立教館教授片山恒斎

の高弟であること、天保十一年（一八四〇）十二月に、小野が勘定奉行として柏崎陣屋に赴任し、勘定人勝之助の上司となったこと、以上から両者には親交があり、小野の推奨によって勝之助が「治地略考」を閲読した可能性は大きいと思われる。従って「柏崎日記」に見える陣屋詰役人の綱紀の弛緩やその原因である陣屋体制の不合理性に対する勝之助の厳しい批判には、東陵の思想の影響も考えられよう。

(17) 朱子学者である貝原益軒、西川如見、新井白石にみる経験合理主義的思考については、源了圓『徳川合理思想の系譜』中央公論社、昭和四十七年、第一部参照。

附録

「治地略考」(抄)

本稿では、「治地略考」の「訴訟」の部分のみを翻刻、掲載した。掲載に当っては、高塩博氏蔵「治地略考 完」を底本とし、国立国会図書館蔵「鶯宿雜記 別録三」収録の同書写本を以て、その校異を記した（底本右傍の括弧内の文字）。なお読点は小林が付した。

訴訟

訴訟并返答書之事

(1) 一訟アリテ相手・非義ヲ書記シテ差出テ訴狀ト云、其條々得ト披見シテ、其後、相手方へ右ノ訴狀ニ裏書ヲ致シ、来幾日限ニ返答書ヲ差出セト云付ル也、返答書サシ出タラハ訴狀ト得ト見合、自然相手ノ者、文盲ニテ認様アシク、道理聞へ兼ル事有ハ認メ直サセ、其時ノ差図、兎角訴ノケ條一ツ充受テ、此事ハケ様ト一々云ワケヲ致シ、サテ外ニ云付ル事アラハ、其ワケヲ末ニ記シテ出スヘシト云ツクル也

裁許當日心得ノ事

(2) 一裁許ノ當日ハ沐浴シテ心體清淨ニ、天ニカハリテ是非ヲ正スナレハ、道理分明ニシテ聊以私心有マシキ也

雙方兩翼ノ事

(3) 一雙方トモニ必^(ス)・勝様ニト相考、糺明スル事ニテ、依怙ノ念ナキヲ要トス、容臬、言語、立居ノヤウス等ニ至ル迄、何トナク、ヒイキノ方アルモノ也、角力見物シテ双方トモニ、ミスシラズノ者ナレト、兎角ヒイキアル者也、其コトク訟ヲキクニモ何トナク、ヒイキシテ、カタセタキ意念ヲコルハ人情ナレハ、双方ニ勝ヲツクルト云事、一大事秘訣也、此処ハ心神ヲコラシ工夫スヘキ也

(事書ナシ)

(4) 一貴賤賢愚アレトモ、訴ヲ折^(折)ツ日ハ其差別ナシ、山賤夫モ奉行所へ出ル程ナラハ、其覺悟アル故、文字ノ上、言語ノ様子ハ頑愚ナレト、理ハ品^(品々ト)々シテ明ニアリ、山谷ノ土民ナレハ媚諂ノ才モナク、巧言モ令色モナキ事ナレハ、無礼モ多キハ勿論也、毛頭其所ニ氣ヲ付ス、イカリ嘗ル事有マシキ也、無礼過言ヲ咎レハ、恐テ言辭ヲ出サヌモノ也、理ヲ聞ト、ケ、是非邪正ヲワカツ計リノ処ヲ能々思フヘキ也

負方残念無之致方ノ事

(5) 一負方ノ者ニハ證拠、證文ヲ出サセ、扱云事ハ幾度モイワセ、念入聞届ケ、吾身ヲ負方ノモノニナシテ考エレハ道理ミヘル也、十分ノ負ハ八九分ニモナルヤウニ吟味スレハ、負方遺恨ナキモノ也、吟味ノ内ハ證文アリトモ、シヒテ證文ニカ、ワラス、本理ヲモトメ裁判スヘキ也

平和致様ノ事

(6) 一訴訟ノ事、裁許迄ニ^(モ)・不及、双方共、宥ルヲ考ル事、第一也、内證ニテ事済時ハ、双方遺念ナキヤウニ再論ナク平和サスヘシ、爭論ハ互ニ欲心ヨリ損得ノ出入トナレハ、双方ノ云処ヲ以テ其中分ヲ考へ、内證ニテ取

扱時ハ得心致シ、十ガ六七ハ相濟ム者也、併其中分ニ心得有ヘシ、元來論スル所、双方同様ニコレナキモノナレハ、其輕重ノ処ニ中分アル事ヲ云也、又一方我意ヲ立ル論ハ内證ニテスミカタシ、ソレトモ能スム所ヲ見付レハ、スムモノ也、免角中分ヲ見立ル事、第一ノ覺悟也

仁恕ヲ本トスル事

(7) 一仁愛惻怛ノ情ヲ以テ、己ヲ推シテ人ノ上ヲ考ヘ、訴人ノ心ヲ察スル事也、古人モ聽^(意)訟者求所以生之ト云ヘリ、又惟刑之恤哉トアリ

慎テ審ニスト云事

(8) 一小事タリトモ、皆是公事也、一事一條ニヨク慎テ、審ニ其理ヲ極ムヘキ事也、明刑慎罰ト云事ヲ忘ルヘカラス

詳ニ問ト云事

(9) 一訴狀ニ載スル処ヲ委細ニ其人ニ詰問シテ、其獄情ヲ尽サセ、或ハ悦ハシメテ、其理ヲ云ヨキ様ニシ、或ハ怒リテ其実ヲ尽サセテ、必私智辨佞ヲ先ニシテ、一ヲキ、テ十ヲイワセス、此ヲキ、テ彼ヲ云サル時ハ獄情カクレテ見レス、顔色ヲ正シテ威儀ヲト、ノヘ、誠ヲアラハシ、慈愛ノ厚キ処ヨリ問聽時ハ、必訴人感動シテ実情ヲアラハシ、理ノ當不キカレルモノ也

訟ヲ聽ニ停留スル事ナカレト云事

(10) 一訴訟ニ來モノ、所ニ遠近アリ、時ニ寒暑アリ、人ニ老少アリ、家ニ貧富アリ、用ニ緩急アリ、遠方ヨリ來ルニハ財用、費甚多シ、寒暑ニハ老衰、幼弱、瘴癘、凍死ノ患アリ、小民、貧困ハ其用ニ苦ム、十分ノ理ヲ持者モ、己ヲ不得シテ事ヲ止ルニ及フ、無本意事也、奉行タル者ハ能察シ、能考テ、滯留ナキヤウニ取捌ヘキ

事也

事勢ヲ察スル事

(1) 一強キハ弱キヲ凌キ、衆キハ寡キヲ掠メ、富ルハ貧キヲ侮リ、壯ナルハ老タル(ナシ)モノヲ強ヒ、老タル(ナシ)モノハ幼ヲ誣ユ、男ハ女ヲアサムキ、貴キハ賤ヲ抑ヘル類、訟ヲ聽者ハ此処ニ心ヲ注ツケテ、事狀、時勢ヲハカリ、其情ヲサクリ、明カニ察スヘシ

勿立私恩ト云事

(2) 一親類、親友等ノ由緒アル者ノ訟ナラハ、下キ、ヲ、クハシクイタシ、詳ニ詮義シテ和睦ヲ入レ、無事ニ致スカ、或ハ道理ニクラキ者ナラハ緩ニシテ、自然ト己カ非ヲサトリ、改サセ、訟ニ極リタラハ親疏ノ差別ナク、直ヲ以テスヘシ、内々ニテ和ヲ入ル、ハ親々ノ道也、扨當坐ノ詞ニ感シ、其時ノ仕方ニメテ、ユルスマシキヲユルシ、変(ス)・マシキ例ヲ変スル事ハ私恩也

慎喜怒ト云事

(3) 一訴人訟獄ノ徒、奉行ノ胸ヲハカリ、辨倭ヲ以テ奉行ヲ悦ハセ、或ハ怒セル事アリ、是聽斷ヲ盡マドハセル姦曲ノ術也、左ナクテモ、土民ハ無礼過言多キモノ也、怒ヲナサス、喜ヲ止メテ、哀情ヲ本トシテ、上ノ命ヲ守リ、古例ヲ法トシテ私心ノ捌アルマシキ也

慎哀矜ト云事

(4) 一哀矜ニスクル時ハ土民ナレ、アナトリ、却テ訟止マサル也、火ハ烈シキ故、死スル者マレニ、水ハヤハラカ故、溺ル、者多キヲ察セヨ、奉行ノ威ハ、些トタケキニスクル心得アルヘシ、仁愛ヲ本トシテ威猛ヲ上ニアラハシ、下偽ヲタクミ、イ、出サレス、実情アル事モ、恐レ入心ヨリ云出シ、是モ十ノモノ、九ツハイハ(ハ)

ト、一ツハ残ルホトニ恐入ラスルカ、猛ヲミセテ仁愛ニ帰スノ考、能々思惟アルヘキ也

勿擬古人ノ緩法ト・事^(五)

(5) 一我ニ才徳ナクシテ、古人ノ盛徳ヲ以テナス処ノ緩法ヲ似セテ罪ヲユルス事ナカレ、時代^(遙カニ)・・・ヘダ、リ、人
民ノ風俗大ニカハリタレハ、古人ノナス処ヲ今考ルニ、其時ノ様子知ルヘカラサレハ、中々其眞似ハナラヌ
事也、殊ニ異邦ノ法律ヲ我邦ニ作法トシカタク、交ヘ用ヒ難キ事多カルヘシ、然ハ其事物ノ理ヲ極メ、當然
ヲ守テ取ハカラフ事也、緩法ハ古人獄ヲユルメテ家ニ返シ、時分ヲ約束シテ獄ニ返シタル類ノ事也、必ソレ
ヲ似セテ法トスヘカラス、才能ナキモノハ法ヲ守リ、正クシテ、慎ヲ重トシ、自箇一旦ノ利口発明ヲタノ
ミ、古人ノ眞似ヲ致シテ名利ヲ求ルハ、烏ノ鶺ノ眞似也、可戒可慎^(事)也

其初ヲ誥^(詔)ルト云事

(6) 一訟ノ初メ起ル時、犯ス所ノ罪人、其非ヲカサル事アタハス、至テ見安キ者也、必其初ヲ問、不審ヲ以テ其證
拠ヲ明ニスヘキ也

勿信謗言ト云事

(7) 一訟ル者ノ利アラサレハ往々相手ノ別悪ヲ挙テ、ソシル事アリ、奉行ヲ譏リタルナト、色々ノ云カケ等アル事
也、必取上聞入ルヘカラス

勿用證佐ト云事

(8) 一證拠ノ書付、證拠ノ人アルヲ以テマコト、シ、糺明スル事ナカレ、姦曲ノ者ハ訟ヲ構ル前ニ、久シクタクミ
ヲネラシテ、イツトナク證拠證人ヲ拵ヘ置ク事多シ、心浅キ愚民ハ、ソレヲシラスシテ、シタシムニマカセ
テ是ニ睦ミ、終ニハ害ニナル事ヲシラス、姦曲ノ者ハ二十年^(三十年)・・・後ニ訟ヘキ事ヲフカクタクミ、證文證拠

ヲ立ル事アリ、必実ナラサル事アリ、ヨク心ヲ廻スヘシ、人ヲ證據ニスル事、賄賂ニフケリ、食酒ニシタシ
 ミ、或ハ遊所ニイサナヒ、帶紐ヲトキ、心ヲ合セ、交情ヲ尽シテ證人ニスル時ハ、日比ノ睦シキニ任^(七)・テ眼
 前ノ罪科ニ陷^(ル)・モカヘリミス、證人ニナル事、多キモノ也、誠ニ山林ノ封境、郊野ノ區域ノ訴人、此類多
 シ、故ニ地ハ地ヲ審ニ見、人ハ人ヲ詳ニシテ糺明セサレハ、必裁判ニ謬妄アリ、或^(八)・久キ證文ト称シテ新ニ
 認メタルヲ煎茶ニテ染メ、或ハ釜屋ノ上ニツルシ置キ、古^(九)・ヒヲ付テ、サシ出スヲ奉行能々見テ、誠ニ古キ紙
 ナカラ外ノ方ノ折目ハス、ケタリトモ、中ノ所ハ白カルヘキニ、一圓ニ全色ナルハ拵ヘ物ナル事、明白ト云
 テ、謀書ノ程、アラハレタルモアル事ナレハ委ク心ヲツケ、姦惡ニマトハサレヌヤウニ有タキ事也、姦邪ノ
 仕方ハ色々致スヘキナレハ氣ヲ付ヘキ事也

詳兩辭ト云事

(19) 一兩方ノ云分、詳カニ明ラムル事也、一方ノ道理ノヨキト思方計ヲ具ニ尋聞テ、一方ヲキカサル事アリ、双方
 共ニ細ニ糺シ、毎々^(一〇)・道理ナキ方ヲハ弥具ニキカサレハ必誤モノ也

明於不告ト云事

(20) 一國家ノ政務多用ナレハ来リ訴レハ糺シ、来リ訴サレハカマハズシテ、サシラクヘシ、左アラサレハ訴訟不止
 ト云説アリ、是大ナル誤也、不告者ヲ奉行相手ニ成テ是ヲ問ヒ、理非ヲ決斷スヘシ、タトヘハ路頭ニ辻切、
 縊殺ノアルトキ、官府ヨリ吟味ヲトケ糺サ、レハ、シレカタキ事多シ、不告者ヲ忽ニ致ストキハ風俗乱レ、
 不慮ノ死殺、暴乱多シ

新ニ聽ト云事

(21) 一是ハ以前キ、カケテ置所ノ訴訟ナレハトテ、以前ノキ、シ時ノ心ニナリテ、キク故、泥着シテ理ヲサクリ不

出事多キモノ也、事入組、六ヶ敷ワケナラハ度々新ニシテ聴心得ノ事也

詳文書ト云事

(2) 一訴狀并ニ返答ヲ具ニ考フヘシ、愚民、文ヲ不知シテ近キ理ヲ遠ク書事アリ、又文者ヲタノミテ賄賂ニテ理ノナキモ、言ヲカサリ、品ヲ多シテ書、欺キ偽ル事多シ、奉行ノ心得ヲ以テ察シ、眞偽アキラカニ正スヘシ

廣見聞ト云事

(2) 一獄訟ノ六ヶ敷事ハ其黨類ニカキラス、廣ク求メ遠クキ、テ察スル事也

考土地風俗ト云事

(2) 一土地ニヨリ人情ノカハリアリ、地浅キ所ノ者ハ薄情也、地ノ浅キト云ハ江戸ナトノ様ナルモノ也、二三尺モホレハ水出ル処ヲ云、地ノ厚キ所ノ者ハ厚情也、地ノアツキト云ハ二三間、四五間ホリテ泉ヲ得ル土地也、京都、伏見、大坂ノ人情ニテ可知、性ハ善ナレトモ、氣質ト土地ト風俗トアリ、姦黠ノ情ハ多キモノ也

以奇偽ノ術ト云事

(2) 一姦曲ノ深キ巧ニ構ヘ設タルハ情偽索メカタキ時、手立ヲ設ケ、謀ヲ施シ、利シテ誘キ、其実ヲアラハサスル事也

能奸曲ヲ明スト云事

(2) 一奸悪ノ深キハ外ニ仁義ノ行ヲ見セ、内ニ邪慝ヲタクハへ、口ニ正理ヲ説テ、奉行ヲ感セシメルハ、初ノトカヲ、ヲ、ヒカクサントノ謀アリ、能々心得ヘキ也

五聴ト云事

(2) 一辞聴ハ其辞ヲ審ニシテ、キ、考ル事也、色聴ハ其顔色ヲ見テ察スル事也、氣聴トハ其声イキツカヒノ様子ヲ以テ察

スル事也、耳聴トハ其者ノ聞ヤウ、ワキマヘヤウヲ考ル事也、目聴ハ其目ツカイニテ察スル事也、察其視聴
気色^ヲ以其情偽^ヲト王安石モイヘリ

以天下政而不和一人ト云事

(28) 一公事訴訟ノ事ニ付テ、双方ノ理非ハカリニ心ヲ付テ、天下ノ政事ニ心ヲツケサル時ハ、小事ハタモチテモ大
事ノ敗ニナル也、小民ヲ利シテ天下ノ政事ヲ捨シテ 遠キ慮リナキ也

神祖ノ上意ニ公事ヲ聞ク時、其事ノ是非ニハカリ心ヲ付テ仕置ニナリカタキ事アリ、其公事ハ済テモ、國守
ノ為ニ宜シカラヌ様ナル事ハ仕置ニナルヘカラストノ御事アリシト世ニ^(成)イ、傳ル也

心体異用ト云事

(29) 一或問云、奉行ノ心得、種々アルヘキ内ニ第一ノ心得ハイカン、答曰、心体異用ト云事アリ、不動明王ハ外ニ
忿怒ノ相ヲ現シ、内ニ慈悲ヲ專トシ玉フ、ソノ如ク奉行タルモノハ威愛ノ二ツヲ具ヘサレハカナハス、其威
愛受用ハ、威ヲ外ニアラハシテ衆民ヲ畏服セシメ、愛ヲ内ニシテ民ヲナツク、トリワキテ役人ハ威嚴カロキ
時ハ、百姓ノ願事多シテ治メカタシ、此所^(クツウ)巧扶肝要也